

都市公園における遊具の安全確保等に関する行政評価・監視

結果報告書

資料編

【事列表】

令和元年 5 月

中部管区行政評価局

< 目次 >

1 遊具等の安全点検の実施状況等

(1) 日常点検の実施状況

- 日常点検において曜日ごとに異なる重点点検遊具を設定..... 1
- 複数の公園を管理している指定管理者において、他の公園の管理事務所職員も参加する合同の集中点検を実施..... 5
- 公園巡視員（再雇用嘱託員）を配置して月2回の日常点検を実施..... 6
- 日常点検等において、目視、触診、聴診のほか、ハンマー等による打診確認も実施..... 11

(2) 定期点検の実施状況

① 定期点検の実施方法

- 標準使用期間を超えた遊具については、専門業者による年2回の定期点検を実施..... 14
- 定期点検の結果、判定が低かった遊具について、2回目の定期点検を実施..... 15
- 専門業者に委託する定期点検において、修繕箇所等の認識の共有等のため、管理を担当する指定管理者の職員や県職員が同行..... 17

② 定期点検結果の活用状況

- 市職員が行う定期点検において使用する点検表に、前回の点検結果を記載..... 19
- 専門業者への委託契約等において、修繕が必要な箇所、原因等を記載した修繕計画提案書等の提出を求め、修繕計画の検討等に活用..... 21

(3) 教育・研修の実施状況

- 担当職員に対し独自の講習会を実施..... 23

2 遊具事故対策の実施状況

(1) 事故対策の実施状況（安全点検以外）

① 利用者等への啓発等

- 遊具の利用方法を公園内に掲示して注意喚起..... 24
- 遊具の安全利用についてホームページに掲載..... 27
- 遊具の遊び方教室を開催..... 30

② 遊具事故発生への備え

- 事故対応マニュアルの作成..... 31

(2) 事故発生後の再発防止対策の実施状況

- 公園遊具の使用禁止措置の徹底をマニュアル化..... 34
- 事故のあった遊具と同型の遊具について緊急点検及び部材の一定サイクルでの交換を実施..... 36
- 事故を契機に見逃されがちな遊具の形状に関する6項目を重点とする緊急点検を実施..... 37

3 その他

(1) 砂場の衛生対策の実施状況

- 市内 703 か所の砂場（全体の 56.9%）にネットを設置 39
- 抗菌剤散布に注力した砂場の衛生対策の実施..... 41
- 砂場のある全ての都市公園について計画的に清掃を実施..... 42

(2) 遊具の安全管理に関する市町村等への支援

- 県の事故再発防止策などを紹介する講座を実施し、市町村等による
公園遊具等の安全管理を支援..... 43

(3) (参考) 当局が実施した遊具の安全点検結果..... 46

事例名	日常点検において曜日ごとに異なる重点点検遊具を設定	機関名	愛知県
-----	---------------------------	-----	-----

【制度の概要・取組ポイント】

日常点検は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）平成26年6月」国土交通省。以下、「遊具指針」という）において、「主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるため、日常業務の中で行う点検」とされている。

愛知県の県営都市公園である熱田神宮公園を管理する指定管理者は、当該指定管理者が管理する公園で発生した事故を契機として、日常点検の際、曜日ごとに異なる重点点検を行う遊具を設定し、重点的に点検することで異常の見落としを防ぐよう努めている。

【説明】

1 愛知県営公園の管理について

愛知県が管理する11か所の県営公園は、指定管理者制度（※参照）を活用し、公募などにより選定された指定管理者が管理している（図表1参照）。

※ 指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の一部改正（平成15年6月13日公布、同年9月2日施行）により、従来の管理委託制度に代わって創設されたもの。

図表1 愛知県営公園の指定管理者

No.	都市公園名	所在地	指定管理者
1	牧野ヶ池緑地	名古屋市名東区、天白区	公益財団法人 愛知県都市整備協会
2	大高緑地	名古屋市緑区	愛知県都市整備協会・岩間造園グループ
3	小幡緑地	名古屋市守山区、尾張旭市	公益財団法人 愛知県都市整備協会
4	尾張広域緑道	春日井市、小牧市、犬山市、大口町、扶桑町	同上
5	あいち健康の森公園	大府市、東浦町	同上
6	新城総合公園	新城市	愛知県都市整備協会・中日本エンジ名古屋グループ
7	東三河ふるさと公園	豊川市	公益財団法人 愛知県都市整備協会
8	愛・地球博記念公園	長久手市	同上
9	熱田神宮公園	名古屋市熱田区	岩間造園株式会社
10	木曾川祖父江緑地	稲沢市	同上
11	油ヶ淵水辺公園	碧南市、安城市	公益財団法人 愛知県都市整備協会

（注）本表は、愛知県ホームページから作成した。

2 指定管理者における日常点検の実施

愛知県営公園を管理する指定管理者のうち、熱田神宮公園及び木曾川祖父江緑地を管理する指定管理者では、平成25年4月から、遊具の日常点検において、全ての遊具に対する「本体、外観、部材、周囲」の目視点検の他に、月曜日と木曜日にはユニオンランド（複合遊具）を、火曜日と金曜日にはスプリング遊具を、水曜日と土曜日には砂場を、日曜日には四連ブランコを重点的に点検するよう設定し、重点点検を行う遊具に対し、「破損・突起・緩み・摩耗」、「やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり」、「指、足の挟み込み」、「基礎の露出」及び「鋭利な突端、角、縁」の各項目について、目視・触診により点検している（図表2参照）。

図表2 遊具日常点検表の例（熱田神宮公園）

熱田神宮公園 遊具日常点検表				遊具・施設 確認(所長)印	■
点検日	平成 30年 10月 1日			点検者	■
公園名	熱田神宮公園				
遊具名	点検内容	点検方法	点検結果	対応・記事	
ユニオンランド	本体、外観、部材、周囲	目視	○		
四連ブランコ	本体、外観、部材、周囲	目視	○		
スプリング遊具3基	本体、外観、部材、周囲	目視	○		
テーブル	本体、外観、部材、周囲	目視	○		
砂場	本体、外観、部材、周囲	目視	○		
(月) 曜日 重点点検 ユニオンランド	破損・突起・緩み・摩耗	目視・触診	○		
	やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり	目視・触診	○		
	指、足の挟み込み	目視・触診	○		
	基礎の露出	目視・触診	○		
	鋭利な突端、角、縁	目視・触診	○		
判定基準 ○(異常なし) △(今後も観察が必要) ×(要修繕)					

熱田神宮公園 日常点検 曜日毎重点点検表		
曜日	遊具名	項目
月	ユニオンランド	破損・突起・緩み・摩耗・やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり・指、足の挟み込み・基礎露出・鋭利な突端、角、縁
火	スプリング遊具	破損・突起・緩み・摩耗・やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり・指、足の挟み込み・基礎露出・鋭利な突端、角、縁
水	砂場	破損・突起・緩み・摩耗・やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり・指、足の挟み込み・基礎露出・鋭利な突端、角、縁
木	ユニオンランド	破損・突起・緩み・摩耗・やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり・指、足の挟み込み・基礎露出・鋭利な突端、角、縁
金	スプリング遊具	破損・突起・緩み・摩耗・やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり・指、足の挟み込み・基礎露出・鋭利な突端、角、縁
土	砂場	破損・突起・緩み・摩耗・やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり・指、足の挟み込み・基礎露出・鋭利な突端、角、縁
日	四連ブランコ	破損・突起・緩み・摩耗・やぶれ・ひび割れ・絡まり・引っ掛かり・指、足の挟み込み・基礎露出・鋭利な突端、角、縁
遊具全体の目視点検を行うとともに各曜日上記遊具を重点を置いて点検する		
周囲のゴミ・ガラスなど危険なものは巡回時速やかに除去する		

熱田神宮公園 施設日常点検表			外周コース	内周コース	対応・記事
午前午後の点検をまとめて記入			点検者	■	
施設名	点検方法	点検内容	点検結果	点検結果	
園路	目視	破損、汚れ	○	○	
駐車場	目視	破損、汚れ	○	○	
ゲートホール場、児童園	目視	破損、汚れ	○	○	
工作物(フェンス、ベンチ、モニュメント、藤棚等)	目視	破損、汚れ	○	○	
照明設備	目視	破損	○	○	
給水設備	目視	破損、漏水	○	○	
排水設備	目視	雨天時排水状況	○	○	
判定基準 ○(異常なし) △(今後も観察が必要) ×(要修繕)					

※ 外周コース 熱田神宮公園外周コース
 ※ 内周コース 熱田神宮公園内周コース

(注) 愛知県の資料による。

重点点検遊具を設定して日常点検を実施することは、指定管理者が作成した遊具点検マニュアルにも明記している（図表3参照）。

図表3 重点点検遊具の設定に関するマニュアルの記載内容

1) 日常点検

日常点検では、全遊具を主に目視で異常がないかを点検する。疑問がある箇所や遊具については、触ったり動かしたりすることで、状態を確認する。また曜日毎の重点点検項目を決め点検を実施する。

点検時には「遊具点検表」の項目をチェックし、異常が発見された場合は、詳細を遊具日常点検表に記入し管理事務所に報告する。

(注)「遊具点検マニュアル（平成28年4月1日）」（熱田神宮公園の指定管理者作成）から抜粋した。

3 重点点検遊具の設定経緯

平成25年3月に発生した遊具事故の原因を分析したところ、日常点検の点検表にボルトの突起についての点検項目が記載されていなかったことが異常を見落とした原因の一つであることが判明した（図表4参照）。

このため、事故の原因となった遊具のボルトの突起について「破損・突起・緩み・磨耗」として、重点点検遊具の点検項目に盛り込む（図表2参照）とともに、曜日ごとに重点点検遊具を設定した日常点検を平成25年4月から実施している。

図表4 遊具事故の内容

5-⑧ 愛知県の取り組み～遊具事故を受けて～



状況

平成25年3月27日、午後4時30分頃、木曾川祖父江緑地（稲沢市）の木製複合遊具において、8歳男児が遊んでいたところ、丸太から足を踏み外して転倒し、丸太表面から最大で約15mm突起していたボルトに頭部を打ち、頭蓋骨を陥没骨折する怪我を負った。

原因

当該遊具は、昭和62年に設置されたもので、設置後25年も経過しており、老朽化による部材の欠損により、ボルトがむき出しの状態となっていたが、日常点検及び定期点検ではこの状態の危険性を認識できていなかった。



59

(注) 愛知県の資料による。

4 参考

岐阜県及び三重県が管理する県営公園の指定管理者は図表5及び図表6のとおり。

図表5 岐阜県営公園の指定管理者

No.	都市公園名	所在地	指定管理者
1	養老公園	養老郡養老町	イビデングリーンテック株式会社
2	岐阜県百年公園	関市	昭和造園土木・名岐サービスJVグループ
3	花フェスタ記念公園	可児市	花フェスタ記念公園運営管理グループ
4	ぎふ清流里山公園	美濃加茂市	ぎふ清流里山公園みらい創造グループ
5	岐阜メモリアルセンター	岐阜市	公益財団法人 岐阜県体育協会
6	各務原公園	各務原市	株式会社技研サービス
7	世界淡水魚園	各務原市	株式会社オアシスパーク（水族館除く） 株式会社江ノ島マリナーコーポレーション（水族館）

(注) 本表は、岐阜県ホームページから作成した。

図表6 三重県営公園の指定管理者

No.	都市公園名	所在地	指定管理者
1	北勢中央公園	四日市市、いなべ市、菰野町	株式会社名阪造園
2	鈴鹿青少年の森	鈴鹿市	三重県森林組合連合会
3	亀山サンシャインパーク	亀山市	サンシャインパークGM
4	J Aグリーン公園 (県庁前公園)	津市	県が直接管理
5	大仏山公園	玉城町、明和町、伊勢市	有限会社太陽緑地
6	五十鈴公園	伊勢市	三重県体育協会グループ
7	熊野灘臨海公園	紀北町	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

(注) 本表は、三重県ホームページ等から作成した。

事例名	複数の公園を管理している指定管理者において、他の公園の管理事務所職員も参加する合同の集中点検を実施	機関名	愛知県
-----	---	-----	-----

【制度の概要・取組ポイント】

日常点検は、遊具指針において、「主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるため、日常業務の中で行う点検」とされている。

愛知県営公園のうち、熱田神宮公園を管理する指定管理者は、月1回実施する集中点検において、同指定管理者が管理する木曾川祖父江緑地の管理事務所職員も参加させ、多角的な視点で点検を実施している。

【説明】

○ 愛知県営公園の指定管理者の取組

愛知県営の熱田神宮公園を管理する指定管理者は、日常点検として、毎日の点検と月1回の集中点検を実施している。

このうち、月1回の集中点検については、点検結果に個人差が出ないように、熱田神宮公園に常駐している指定管理者の職員のほかに、同指定管理者が管理する木曾川祖父江緑地の管理事務所職員1人を参加させ、計2～3人で多角的な視点で点検している。

また、木曾川祖父江緑地の集中点検においても、熱田神宮公園の管理事務所職員が参加して相互に合同で集中点検を実施している。

指定管理者が管理する他の県営公園の管理事務所職員が集中点検に参加することについては、指定管理者が作成した遊具点検マニュアルにも明記している（図表参照）。

図表 他の県営公園の職員が日常点検に参加することに関するマニュアルの記載

2) 集中点検

集中点検では、多角的な視点で点検を実施するため、他の公園管理事務所職員等も参加して合同で点検を実施し、下記表-2 遊具点検方法、注意のポイントに留意し、見る・触る・動かす・たたく・掘る点検を行い、「集中点検表」の項目をチェックし、異常が発見された場合は、詳細を集中点検表に記入し管理事務所に報告する。

(注) 「遊具点検マニュアル（平成28年4月1日）」（熱田神宮公園の指定管理者作成）から抜粋した。

事例名	公園巡視員（再雇用嘱託員）を配置して月2回の日常点検を実施	機関名	名古屋市
-----	-------------------------------	-----	------

【制度の概要・取組ポイント】

日常点検は、遊具指針において、「主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるため、日常業務の中で行う点検」とされている。

名古屋市は、再雇用嘱託員による公園巡視員を配置し、市内にある1,460の公園全てについて、月2回を標準として（月2回巡回できない場合、最低月1回実施）遊具の日常点検を実施している。

【説明】

○ 名古屋市の取組

名古屋市は、市内の公園施設の点検や巡回等を行うため、公園巡視員（再雇用嘱託員）を配置している。公園巡視員は、公園施設の点検や巡回等のほか、施設の軽微な修繕・応急処置や、ボランティア団体等との連絡調整等も行っている（図表1参照）。

図表1 公園巡視員に関する規定

<p>緑政土木局公園巡視員作業基準</p> <p>第1 定 義</p> <p>公園巡視員（以下「巡視員」という。）とは、再雇用嘱託員就業規則（14総給第82号又は60総給第39号）第2条により委嘱され、同規則第3条により別表中、「土木事務所又は東山総合公園における公園・緑地等の巡回、利用者・愛護会の指導等」の職務を行う者をいう。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第4 作業の範囲</p> <p>巡視員が行う作業の範囲は、概ね次のとおりとする。</p> <p>（1）公園緑地の巡回及び施設の点検</p> <p>（2）街路樹・街園の巡回及び施設の点検</p> <p>（3）その他の公園緑地等の巡回及び施設の点検</p> <p>（4）公園緑地等の施設の軽易な修繕及び応急処置</p> <p>（5）樹木の軽易な折損・枯損木の応急処置</p> <p>（6）公園緑地等の利用の指導</p> <p>（7）公園愛護会、街路樹愛護会等との連絡調整及び指導</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
--

（注）名古屋市の資料による。

公園巡視員は、公園等を管理する市内各区に設置されている 16 土木事務所等に 37 人（平成 30 年 11 月現在）配置しており、1 か所の公園を月 2 回（月 2 回巡回できない場合、最低月 1 回）を標準として巡回し、遊具等の施設の日常点検を実施することとしている（図表 2 参照）。

図表 2 点検の頻度に関する規定

4. 点検の種類			
(1) 種類			
種別	頻度	担当	方法
日常点検	標準月 2 回※1	公園巡視員	公園巡視を行う中で、主として目視、触診、負荷確認、聴診、打診、計測確認により施設の変形や異常の発見を行う。 なお、地際の腐食が確認できる場合などは、掘削確認（柱等の地際）も行う。
	必要に応じて	行政職員	公園巡視員から報告を受け、写真等では判断できず、現地確認の必要がある場合、目視、触診、負荷確認、聴診、打診、計測確認により点検を行い、総合的な判断を行う。
定期点検	〈遊具〉 年 1～2 回 〈一般施設〉 年 1 回または 3 年に 1 回以上 ※施設によって異なる	行政職員 補修班	日常点検の方法に加え、多人数での負荷確認、通常外観から確認できない個所のテストハンマーを用いた打診など、詳細・念入りな確認を行う。 施設により、構造が構造部材、消耗部材に分けられるものは、それぞれの特性を踏まえて健全度判定を行う。定期点検では、次の定期点検まで安全が確保できる状態であるかに着目し行う。
		専門技術者※2	
精密点検	必要に応じて	専門技術者※3	日常点検、定期点検において、発見された施設の異常箇所が次に該当する場合、専門技術者に依頼する。 ① より高度な技術的判断が必要な場合 ② 分解して点検することが必要な場合 ③ 設置後、長期間が経過し判断が困難な場合
		樹木医	危険と判断された樹木を詳細に診断する。
緊急点検	随時	行政職員 補修班	本市、他都市における事故等に伴い、その原因に関して緊急的な点検を行う。

※1 最低月 1 回以上 ※2 「公園施設点検管理士」、「公園施設点検技士」の資格を有する者
※3 「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」同等以上の知識を有する者

(注) 「公園緑地等日常点検の手引（平成 29 年 7 月）」（名古屋市作成）から抜粋した。

公園巡視員は、毎月あらかじめ月間の巡視計画を作成し、同計画を行政職員（所属する土木事務所職員）に提出した上で巡回することとしている。点検結果は毎月末に 1 か月分の巡回実績を行政職員に報告している（図表 3～5 参照）。

図表3 巡視計画・巡視報告に関する規定

11. 毎月の巡視計画と巡視実績について

(1) 巡視計画

巡視員はあらかじめ月間の巡視計画を立て、【様式4】月間計画表に記載し行政職員に提出する。毎月の巡視は、その計画に基づいて行う。

必要があれば行政職員と相談し重点目標を定め、それに特化した巡視を行う。

(2) 巡視実績

毎月の終わりに、巡視員は巡視を行ったコースを【様式5】月間報告に記載し行政職員に提出する。コースに含まれているが巡視しなかった公園や、コースに含まれていないが追加で巡視した公園があれば備考欄に記載する。

(注) 「公園緑地等日常点検の手引（平成29年7月）」（名古屋市作成）から抜粋した。

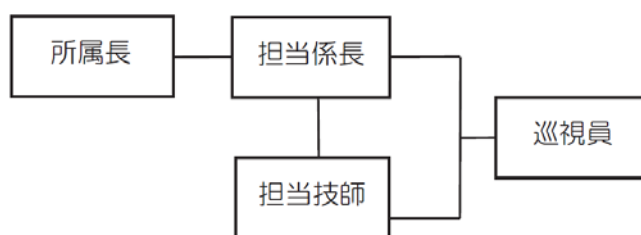
図表4 公園巡視員の指揮命令系統に関する規定

緑政土木局公園巡視員作業基準

(略)

第6 作業の指示

担当係長又は担当技師は第5の規定により定められた巡回コースその他の作業計画に基づき、巡視員に対して、実作業時間を考慮した日々の作業について必要な指示をするものとする。なお、巡視員に関する指揮命令系統は、下図のとおりとする。



(注) 名古屋市の資料による。

図表5 計画書及び報告書の例

計画書

所長	副所長	係長	公園担当	巡視員

様式4

H30年10月計画書

今月の重点目標

Aコース		日	今月の重点目標		備考
コース名	番号		午前	午後	
1	鳴海赤松東	31	横山西		
2	神の倉第五	32	栗鞍緑地		
3	東神の倉	33	栗池南		
4	広瀬	34	栗鞍北		
5	かんのくら	35	鳴丘東		
6	神の倉第三	36	鳴丘		
7	神の倉第二	37	栗鞍		
8	鳴海赤松西	38	樋口		
9	神の倉第一	39	樋口南		
10	神の倉第六	40	樋口西		
11	神の倉第四	41	平手北		
12	熊の前東	42	平手		
13	徳重北	43	小坂北		
14	熊野西	44	銅山		
15	熊野北	45	小坂東		
16	熊の前西	46	小坂		
17	元徳重	47	鳴海黒石		
18	徳重神池	48	神沢		
19	栗池	49	神沢南		
20	鏡が沢西	50	滝ノ水緑地		
21	黒石北	51	滝ノ水東		
22	緑黒石第二	52	滝ノ水川		
23	黒沢台西	53	滝ノ水中央北		
24	黒沢台	54	滝ノ水中央		
25	横山北	55	滝ノ水南		
26	梅里	56	大形山緑地		
27	横山	57	石神堂		
28	緑黒石第一	58	栗川緑道		
29	横山南				
30	上郷貝				

日	午前	午後	備考
1月	5,6,7,8,9	43,44,45	
2火	46,50,51,57	1,2,3,4	
3水	10,11,12,16,20	52,53,54	
4木	21,22,23,24	49,55,56,58	
5金	26,27,29,30,31	28,47,48	
6土			
7日			
8月			
9火	13,14,15,17,18,37	39,40,41,42	
10水	32,33,34,35,36,38	19,25	
11木	5,6,7,8,9	43,44,45	
12金	46,50,51,57	1,2,3,4	
13土			
14日			
15月	10,11,12,16,20	52,53,54	
16火	21,22,23,24	49,55,56,58	
17水	26,27,29,30,31	28,47,48	
18木	13,14,15,17,18,37	39,40,41,42	
19金	32,33,34,35,36,38	19,25	
20土			
21日			
22月	5,6,7,8,9	43,44,45	
23火	46,50,51,57	1,2,3,4	
24水	10,11,12,16,20	52,53,54	
25木	21,22,23,24	49,55,56,58	
26金	26,27,29,30,31	28,47,48	
27土			
28日			
29月	13,14,15,17,18,37	39,40,41,42	
30火	32,33,34,35,36,38	19,25	
31水	5,6,7,8,9	43,44,45	

報告書

所長	副所長	係長	公園担当	巡視員

H30年10月報告書

今月の重点目標

Aコース		日	今月の重点目標		備考
コース名	番号		午前	午後	
1	鳴海赤松東	31	横山西		
2	神の倉第五	32	栗鞍緑地		
3	東神の倉	33	栗池南		
4	広瀬	34	栗鞍北		
5	かんのくら	35	鳴丘東		
6	神の倉第三	36	鳴丘		
7	神の倉第二	37	栗鞍		
8	鳴海赤松西	38	樋口		
9	神の倉第一	39	樋口南		
10	神の倉第六	40	樋口西		
11	神の倉第四	41	平手北		
12	熊の前東	42	平手		
13	徳重北	43	小坂北		
14	熊野西	44	銅山		
15	熊野北	45	小坂東		
16	熊の前西	46	小坂		
17	元徳重	47	鳴海黒石		
18	徳重神池	48	神沢		
19	栗池	49	神沢南		
20	鏡が沢西	50	滝ノ水緑地		
21	黒石北	51	滝ノ水東		
22	緑黒石第二	52	滝ノ水川		
23	黒沢台西	53	滝ノ水中央北		
24	黒沢台	54	滝ノ水中央		
25	横山北	55	滝ノ水南		
26	梅里	56	大形山緑地		
27	横山	57	石神堂		
28	緑黒石第一	58	栗川緑道		
29	横山南				
30	上郷貝				

日	午前	午後	備考
1月	1, 2, 4, 5, 7	16, 17, 18	
2火	2, 6, 8	50, 51, 52, 53	
3水	21, 25, 26, 27, 30	43, 44, 45, 46	
4木	休	休	
5金	休	休	
6土			
7日			
8月			
9火	9, 10, 11, 12	38, 39, 40, 41, 42	
10水	休	休	
11木	19, 22, 33, 34	雨天	
12金	28, 29, 31, 47, 48, 49	25, 26, 27	
13土			
14日			
15金	雨天	雨天	
16火	22, 23, 24, 17, 14, 15	54, 55, 56, 57	
17水	2, 2, 4, 5	50, 51, 52, 53	
18木	1, 6, 7, 8	16, 17, 18	
19金	21, 25, 26, 27, 30	43, 44, 45, 46	
20土			
21日			
22月	9, 10, 11, 12	休	
23火	28, 29, 31, 47, 48, 49	38, 39, 40, 41, 42	
24水	17, 22, 33, 34, 35, 36, 37	17, 14, 15	
25木	22, 22, 25	54, 55, 56, 57	
26金	1, 6, 7, 8	16, 17, 18	
27土			
28日			
29月	2, 3, 4, 5	50, 51, 52, 53	
30火	21, 25, 26, 27, 30	43, 44, 45, 46	
31水	9, 10, 11, 12	38, 39, 40, 41, 42	

(注) 名古屋市の資料による。

○ 参考

調査対象とした9市の日常点検の実施状況は図表6のとおり。

図表6 9市の遊具の日常点検の実施状況

	実施頻度	実施者	設置都市公園数
名古屋市	月1～2回	公園巡視員（再雇用嘱託）	1,460か所
豊橋市	月1回	自治会（一部公園除く）	397か所
岡崎市	年8回（4,5,6,8月を除く）	専門業者	244か所
	年3回（4,6,8月）	市職員	
岐阜市	月1回	公園管理団体（自治会、老人会、子ども会等）（一部公園除く）	384か所
	年4回（3ヶ月に1回）	市職員	
大垣市	年9回（定期点検を実施しなかった月）	NPO法人	170か所
多治見市	年3回	市職員	129か所
津市	年1回	自治会等地縁団体（一部公園除く）	490か所
松阪市	年9回（4,7,1月を除く）	専門業者	397か所
桑名市	年4回（3ヶ月に1回）	市職員	191か所

（注）1 当局の調査結果による。

2 設置都市公園数は、平成28年度の「都市公園における遊具等の安全管理に関する調査」（国土交通省）による。

3 実施者は市職員によるもののほか、市に遊具の点検結果の報告を求めている自治会等も記載した。

事例名	日常点検等において、目視、触診、聴診のほか、ハンマー等による打診確認も実施	機関名	愛知県、名古屋市、桑名市
-----	---------------------------------------	-----	--------------

【制度の概要・取組ポイント】

日常点検は、遊具指針において、「主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるため、日常業務の中で行う点検」とされている。

愛知県、名古屋市及び桑名市は、日常点検等において目視、触診、聴診などによる検査だけでなく、打診検査等も実施し、安全性の確保に努めている。

【説明】

1 愛知県の指定管理者の取組

愛知県営の熱田神宮公園を管理する指定管理者では、集中点検の際、目視、触診による検査だけでなく、動かす（負荷確認）、たたく（打診）、掘る（堀削確認）検査を実施しており、指定管理者作成の遊具点検マニュアルにも記載している（図表1参照）。

図表1 打診等を実施することに関する記載（愛知県、熱田神宮公園）

2) 集中点検

集中点検では、多角的な視点で点検を実施するため、他の公園管理事務所職員等も参加して合同で点検を実施し、下記表-2 遊具点検方法、注意のポイントに留意し、見る・触る **動かす・たたく・掘る**点検を行い、「集中点検表」の項目をチェックし、異常が発見された場合は、詳細を集中点検表に記入し管理事務所に報告する。

表-2 遊具点検方法

点検方法	注意のポイント
見る	普段からの変化 破損、頭部・胴体の挟み込み 全体のサビ・塗装の劣化 ボルト・ナットの欠落、突起 指、足の挟み込み、引っ掛り、絡まり、鋭利な尖端、角、縁 基礎の露出、地際の腐植、本体の欠けや破損
触る	ささくれ ボルト・ナットのゆるみ、突起 利用時に直接触る部分のサビ・塗装
動かす	全体をゆらす 荷重をかける 実際に使用してみる（1人または複数人で）
たたく	ハンマー等でたたいた時の感触・音
掘る	地際の腐食など

(注) 「遊具点検マニュアル（平成28年4月）」（指定管理者作成）から抜粋した。

2 名古屋市の取組

名古屋市は、より安全性を確保するため、日常点検の際、目視、触診、聴診による検査だけでなく、打診、負荷確認、計測確認及び掘削確認も実施しており、名古屋市作成の「公園緑地等日常点検の手引」に明記している（図表 2 及び図表 3 参照）。

図表 2 名古屋市の日常点検の方法と内容

(1) 点検方法と内容	
点検方法	内容
1. 目視 (見る)	<p>目視は、対象となる施設を実際に見ることで、劣化の状態や異常を判定する方法である。</p> <p>各種点検方法のうち最も簡便な方法であるが、定期的な観察により、異常の早期発見が容易になる。</p> <p>利用者の身体寸法や目線に注意して、屈んだり、覗いたりして見る角度を変えて確認することも重要である。</p>
2. 触診 (触る)	<p>触診は、手で触れて、押す・揺らす・動かすことで、劣化の状態や異常を判定する方法である。</p> <p>触診を行う場合には、必ず素手で行う。利用者が触れた時に怪我につながるような極端なざらつき、鋭利な断面等があった場合には、速やかに応急の使用禁止措置等を講ずること。</p> <p>特に可動部分を伴う施設については、必ず動かしてみ、スムーズに動くか否か、動き方に変状がないかなどについて確認する。また、可動部分の摩耗や変形の有無についても触診を行い、確認する。</p>
3. 負荷確認 (動かす)	<p>負荷確認においては、点検者が、実際に施設を使用することが重要である。通常以上の負荷を掛けることにより、柱や梁などの主要構造部材の劣化状況や、接合部のゆるみ・可動部の異常等を判定する方法である。</p> <p>施設本体の支柱・梁や接続部などについては、強く手で押したり、ゆすったり、体全体の重量を掛けることにより、ぐらつき、がたつき、接合部のゆるみ等を確認する。</p> <p>また、利用者が落下したり、大きな怪我をしたりする可能性が高い部分については、特に重点的に行う。（高所に設置されている落下防止柵の接合部など）なお、地際部などに劣化が見られる場合には、注意して作業を行う。</p>
4. 聴診 (聴く)	<p>聴診は、可動部などを実際に作動させて、そこから発生する音を聴くことで、当該部分の異常の有無を判定する方法である。</p> <p>（異常音が発生した場合は、その大半は可動部の油切れなどが原因と考えられるが、部材の損傷等により異音が発生している場合もあるため、可動部に、オイルやグリースを注油した上で、再度作動させ、異音が解消されているか確認する必要がある。）</p>
5. 打診 (たたく)	<p>打診は、テストハンマーなどを用い、部材を叩いた時の表面（塗膜や錆、木材）の剥離や食い込み方の状況、ボルトナットの振動具合、打診音などから、木材の腐朽や鋼材の腐食状況をはじめ、ボルトの緩みなどの異常を、判定する方法である。</p> <p>なお、健全な塗膜面を打診すると塗膜を傷め、劣化を促進する原因となるので、健全な塗膜面の打診は行わない。ただし、塗膜面が盛り上がりが見える場合は、内側の錆の膨張圧によるものと考えられるので、塗膜面を叩き、表面の剥離状況を確認すること。</p>
6. 計測確認 (測る)	<p>計測は、メジャーなどの計測器具を用いて、設置時と点検時との部材の摩耗等の変化や部材間のクリアランスを計測し、変位の状態や必要な離隔を確認する方法である。</p>
7. 掘削確認 (掘る)	<p>掘削確認は、スコップなどを用いて、支柱等の地際部を掘り、腐食状況を確認する方法である。</p>

(注)「公園緑地等日常点検の手引（平成 29 年 7 月）」（名古屋市作成）から抜粋した。

図表3 日常点検において打診等を実施することに関する記載

種別	頻度	担当	方法
日常点検	標準月2回※1	公園巡視員	公園巡視を行う中で、主として目視、触診、 負荷確認 、 聴診 、 打診 、 計測確認 により施設の変形や異常の発見を行う。 なお、地際の腐食が確認できる場合などは、 掘削確認 （柱等の地際）も行う。
	必要に応じて	行政職員	公園巡視員から報告を受け、写真等では判断できず、現地確認の必要がある場合、目視、触診、 負荷確認 、 聴診 、 打診 、 計測確認 により点検を行い、総合的な判断を行う。

(注)「公園緑地等日常点検の手引（平成29年7月）」（名古屋市作成）から抜粋した。

3 桑名市の取組

桑名市においても、日常点検の際、目視、触診、聴診による検査だけでなく、打診による検査を実施しており、桑名市作成の「公園点検マニュアル」にも記載している（図表4参照）。

図表4 打診等を実施することに関する記載

<p>(工) 点検方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主に目視・触診により地面に貫入している支柱の地際部分等の腐食、接合部の溶接状況・継手金具類のゆるみや欠落等異常の有無を点検し、ハンマーなどによる打診、聴診により異常音の有無を点検する。

(注)「公園点検マニュアル（平成23年3月改訂）」（桑名市作成）から抜粋した。

事例名	標準使用期間を超えた遊具については、専門業者による 年2回の定期点検を実施	機関名	愛知県
-----	--	-----	-----

【制度の概要・取組ポイント】

定期点検は、遊具指針において、「必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間（年1回以上）ごとに行う日常点検より詳細な点検」とされている。

愛知県は、全ての遊具に対し年1回の定期点検を実施しているほか、標準使用期間を超えた遊具については、年2回の定期点検を実施している。

【説明】

愛知県は、県営公園の指定管理者に対し、毎年、7月～8月頃に専門業者による全ての遊具を対象とする定期点検（規準点検及び劣化点検）を実施するほか、標準使用期間（※参照）を超えた遊具について、別途、11月～12月に専門業者による2回目の定期点検（劣化点検）を実施するよう指示し（図表参照）、遊具の安全確保に努めている。

※ 遊具の標準使用期間は、「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）（2014年6月）」（以下、「安全規準」という。）において、構造部材が鉄製の場合は15年、木製の場合は10年を目安とされており、愛知県ではこの期間を採用している。

図表 定期点検の頻度の説明

愛知県公園緑地課

県営都市公園における遊具の安全点検について

1 遊具各種点検
指定管理者による通常点検は以下のとおりです。

項目	実施主体	実施時期	場所	内容等
日常点検	指定管理者	毎日	10公園	・ 毎日遊具を目視を中心に必要に応じて触診により点検。
集中点検	指定管理者	月1回	10公園	・ 月1回遊具を集中的に目視又は触診により点検。
定期点検	指定管理者	7月～8月 (11月～12月)	10公園	・ 専門業者による年1回の規準及び劣化点検を実施（標準使用期間が超過している遊具については、さらに劣化点検を年1回）。

（注）愛知県の資料による。

事例名	定期点検の結果、判定が低かった遊具について、2回目の定期点検を実施	機関名	名古屋市
-----	-----------------------------------	-----	------

【制度の概要・取組ポイント】

定期点検は、遊具指針において、「必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間（年1回以上）ごに行う日常点検より詳細な点検」とされている。

名古屋市は、土木事務所職員又は専門業者が実施した1回目の定期点検において、全体的に劣化が進行していると判定された遊具については、年度内に2回目の定期点検を実施し、安全の確保に努めている。

【説明】

○ 名古屋市の取組

名古屋市は、i) 標準使用期間（注1参照）を超えた特定遊具（注2参照）については外部の専門技術者が、ii) それ以外の遊具については土木事務所職員がそれぞれ1回目の定期点検を実施している。

さらに、i) 1回目の定期点検でC又はDと判定が低かった特定遊具及び一般遊具（注2参照）、ii) 標準使用期間内の特定遊具（1回目の定期点検を外部の専門技術者ではなく土木事務所職員が実施した特定遊具）については、土木事務所職員による2回目の定期点検を実施している（図表1～3参照）。

- (注) 1 名古屋市では、安全規準において標準使用期間の目安とされている「構造部材が鉄製の場合15年、木製の場合10年」を、同期間として採用している。
- 2 名古屋市では、複合遊具、ターザンロープ、グローブジャングルを特定遊具としており、これ以外の遊具を一般遊具と分類している。

図表1 定期点検の点検対象、実施頻度、実施時期

11. 定期点検の実施

(1) 点検対象と実施頻度

国の遊具指針等の内容や、本市における日常点検・定期点検の状況を踏まえて、定期点検の実施頻度は次表のとおりとする。

公園施設種別	具体例		1回目	2回目
遊具	特定遊具 (複合遊具、 ターザンロープ、 グローブジャングル)	標準使用期間を超えた特定遊具	全数	1回目の判定がCまたはDの全数
		標準使用期間以内の特定遊具	全数	全数
	一般遊具(特定遊具以外の遊具)		全数	1回目の判定がCまたはDの全数

(略)

※1 標準使用期間

通常の気象条件、立地条件、利用状況及び適切な維持管理状況のもと、安全上支障がなく利用することができる期間として、構造部材として使用する素材の特性等を考慮し、製造者が遊具の設計・製造時に設定する期間。

本市の定期点検では、遊具の安全に関する規準に目安として記載されている、「構造部材が鉄製の場合15年、木製の場合10年」を採用する。

(注) 「公園施設定期点検の手引(平成29年5月)」(名古屋市作成)から抜粋した。

図表2 1回目及び2回目の定期点検の実施者、実施時期

(2) 実施時期

① 1回目

対象施設	実施者	実施時期
標準使用期間を超えた特定遊具	専門技術者※	小学校等の夏休み前（5～7月） ※適切な措置の実施を含めた期間
標準使用期間以内の特定遊具	土木事務所職員	
一般遊具		

※国土交通省の技術者資格登録制度に登録されている「公園施設点検管理士」や「公園施設点検技士」の資格を有する者。

② 2回目

対象施設	実施者	実施時期
標準使用期間以内の特定遊具	土木事務所職員	小学校等の春休み前（12～3月） ※適切な措置の実施を含めた期間
標準使用期間を超え、1回目の判定がCまたはDの特定遊具		
1回目の判定がCまたはDの一般遊具		

(注) 「公園施設定期点検の手引（平成29年5月）」（名古屋市作成）から抜粋した。

図表3 定期点検の判定基準

12. 健全度判定（A・B・C・D）

(1) 健全度の判定

定期点検における健全度調査の際には、公園施設ごとに構造部材と消耗部材それぞれについて健全度判定を行い、「現地点検シート（様式1・P.60）」に記録を行う（「現地点検シート」はあくまで『参考資料』及び『メモ』用に活用する）。

健全度判定は、国の長寿命化指針（案）に則り、以下に示す「A・B・C・D」ランクの四段階評価を標準とする。

ランク	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に健全である。 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に劣化が進行している。 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に顕著な劣化である。 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。

(注) 「公園施設定期点検の手引（平成29年5月）」（名古屋市作成）から抜粋した。

事例名	専門業者に委託する定期点検において、修繕箇所等の認識の共有等のため、管理を担当する指定管理者の職員や県職員が同行	機関名	岐阜県、三重県
-----	--	-----	---------

【制度の概要・取組ポイント】

定期点検は、遊具指針において、「必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間（年1回以上）ごとに行う日常点検より詳細な点検」とされている。

岐阜県及び三重県は、遊具の修繕箇所等の認識の共有等のため、専門業者に委託して実施する定期点検に、指定管理者の職員や県職員が同行している。

【説明】

1 岐阜県の取組

岐阜県は、指定管理者が専門業者に委託して実施する定期点検（図表1の点検Ⅳ参照）の際、指定管理者の職員を同行させているほか、岐阜県の職員も同行している。このことは、遊具の安全点検等を適切に実施するために岐阜県が作成している「県営公園管理マニュアル」にも盛り込まれている。

指定管理者の職員の同行について、岐阜県は、「平成14年ごろ、県営の養老公園をはじめとして、県、市町村問わず、県内各地の公園での遊具事故が相次いだ。これら遊具事故を受けて、遊具等の管理マニュアルを策定すべきという機運が盛り上がり、「公園管理運営マニュアル」が制定された。「公園管理運営マニュアル」においては、点検精度を上げるため、複数の職員の手で点検した方が、注目する点が必要でないのではないかという観点から、指定管理者、県職員、点検業者による定期点検を実施することとされた。近年では、年度当初の4月に指定管理者、県庁、土木事務所が集まって遊具点検を行い、さらに7月には、遊具業者も加えて点検も実施している。その点検結果を利用しつつ、維持管理運営の実施、次年度の予算要求への反映を行っている。」と説明している。

図表1 点検の内容と区分（「県営公園管理マニュアル」から抜粋）

■点検区分と内容

点検区分	点検対象	頻度	点検方法	点検者	備考
点検Ⅰ	全施設	各公園点検計画に基づく	目視	指定管理者	各公園が作成する点検計画に基づき点検を行う
点検Ⅱ	遊具	月1回	目視、触診、聴診	指定管理者	遊具点検チェックリスト（点検様式-1）
点検Ⅲ	全施設	年3回 （4、10、1月）	目視、触診、聴診（必要に応じ打診、計測を行う）	指定管理者 （4月は都市公園課、土木事務所も立会う）	施設点検チェックリスト（点検様式-2） 遊具点検チェックシート（点検様式-3）
点検Ⅳ	全施設	年1回 （7月）	目視、触診、聴診、打診、計測	都市公園課、 土木事務所、 指定管理者 （遊具については遊具点検業者と同行）	

（注）「県営公園管理マニュアル（平成30年度）」（岐阜県作成）から抜粋した。

2 三重県の取組

三重県では、指定管理者が専門業者に委託して実施する定期点検の際、指定管理者の職員を同行させており、遊具の安全点検等を適切に実施するため三重県が作成している「公園施設点検実施規準」にも盛り込まれている（図表2参照）。

指定管理者の職員の同行について、三重県は、「平成30年度から同行させることにした。以前、専門業者の定期点検の結果を受けて指定管理者が遊具の修繕をした際、点検者の意図を十分理解せずに修繕をしてしまったことがあり、点検に同行することにより何が問題か指定管理者の職員に認識を共有してもらう必要があると考えた。また、指定管理者の職員が日常・定期点検を実施する際（図表3参照）の参考にもなると考えている。」と説明している。

図表2 定期点検についての説明

(3) 定期点検

- 指定管理者及び専門技術者が、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検。専門技術者に委託する定期点検は、原則毎年度6月～8月の間に実施し、建設事務所及び都市政策課へ点検結果と、点検に基づく対応内容を速やかに報告する。
なお、日常・定期点検の参考とするため、指定管理者は専門技術者が点検を実施する際に現場に立ち会うこととする。

(注)「公園施設点検実施規準(平成27年4月)」(三重県作成)から抜粋した。

図表3 点検種別と内容

③点検種別と内容

点検区分		頻度	点検方法	点検者	備考
初期点検		遊具等 供用直後	—	遊具等製造者 遊具等施工者	建設事務所、指定管理者も確認。遊具履歴書の作成
日常点検	日常点検 Ⅰ	毎日	目視、触診、 聴診、揺動	指定管理者	定期点検でC判定となった遊具で、継続使用するもの
		週1回		指定管理者	異常の場合、管理日報に記載
	日常点検 Ⅱ	月2回	目視、触診、 聴診、揺動	指定管理者	点検様式-1
定期点検		年1回以上	目視、触診、聴診 揺動、打診、計測	指定管理者	点検様式-2、3 <u>(12月～2月の間に最低1回実施する)</u>
		年1回		専門技術者	JPFA-SP-S:2014 <u>(6月～8月の間に実施)</u>

(注)「公園施設点検実施規準(平成27年4月)」(三重県作成)から抜粋した。

事例名	市職員が行う定期点検に使用する点検表に、前回の点検結果を記載	機関名	名古屋市、大垣市
-----	--------------------------------	-----	----------

【制度の概要・取組ポイント】

定期点検は、遊具指針において、「必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間（年1回以上）ごとに行う日常点検より詳細な点検」とされている。

名古屋市及び大垣市で実施している定期点検の点検表には、前回の点検の指摘事項を記載する欄を設けており、前回の点検結果を踏まえた点検が実施できるよう配慮がなされている。

【説明】

1 名古屋市の取組

名古屋市の土木事務所職員が行う定期点検の点検表には、前回の点検の指摘事項を記載する欄を設けており、前回の点検結果を踏まえた点検が実施できるよう配慮がなされている（図表1参照）。

図表1 名古屋市の定期点検の点検表の記載例

事務所名	●●土木事務所	公園種別	都市公園	公園名	●●公園	前回点検時				今回記入欄（ランクはA～Dで記入）						
						構造ランク	構造備考	消耗ランク	消耗備考	構造備考	消耗備考	消耗備考	消耗備考			
●●地区	*****	ブランコ	二連	児童用	金属（ステンレス）	1	20XX	●●●●●(株) 子供の広場 国庫補助	A		A		B		C	未設置 1/3以上劣化
●●地区	*****	ブランコ	二連	幼児用	金属（ステンレス）	1	20XX	●●●●●(株) 子供の広場 国庫補助	A		A		A		A	
●●地区	*****	スベリ台	C		金属（ステンレス以外）	1	199X	●●●●●(株) 子供の広場 国庫補助	A	特定の条件によって、判定が制限される場合がある。			B			
●●地区	*****	鉄棒	低 三連		金属（ステンレス）	1	20XX	●●●●●(株) 子供の広場 国庫補助	A				A			
●●地区	*****	鉄棒	高		金属（ステンレス以外）	1	1983	●●●●●(株) 子供の広場 国庫補助	B				B			設置後30年経過-A判定不可
●●地区	*****	シーソー	一連		金属（ステンレス）	1	20XX	●●●●●(株) 子供の広場 国庫補助	B	音がする	A		B		C	クッションタイヤ 破損あり
●●地区	*****	グローブジャングル	グローブジャングル		金属（ステンレス以外）	1	20XX	●●●●●(株) 子供の広場 国庫補助	B	重い	A		B		A	
●●地区	*****	複合遊具	金属製		金属（ステンレス以外）	1	20XX	●●●●●(株) 子供の広場 国庫補助	A		A		A		A	
●●地区	*****	複合遊具	金属製		金属（ステンレス以外）	1	20XX	●●●●●(株) 市民の森 ニワトリ	A		A		A		A	
●●地区	*****	スプリング遊具	木製		木材	1	20XX	●●●●●(株) 市民の森 ニワトリ	A	塗装劣化	A		A		A	
●●地区	*****	スプリング遊具	樹脂製		合成樹脂	1	20XX	●●●●●(株) 子供の広場 グルマ	A		A		A		A	
●●地区	*****	スプリング遊具	樹脂製		合成樹脂	1	20XX	●●●●●(株) 子供の広場 バンダ	A		A		A		A	

(注)「公園施設定期点検の手引（平成29年5月）」（名古屋市作成）から抜粋した。

2 大垣市の取組

大垣市の職員が実施する定期点検の点検表には、前回の点検の指摘事項を記載する欄を設けており、前回の点検結果を踏まえた点検が実施できるよう配慮がなされている（図表2参照）。

図表2 大垣市の定期点検の点検表の様式

通常レベルの定期点検の点検表

(1/1)


遊具 通常定期点検チェックシート (通常定期点検 点検レベルⅢ 点検様式-3B)

天気: 晴 曇 雨		月 日	公園	調査員:	確認者:		
単位・複合の別 (複合の場合は、構成部品ごとに行い、その他の部位については末尾の全体の所に記入)							
施設名	点検箇所	点検項目			異常	前回点検	箇所・処理内容等
スプリング	上物	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
	スプリング台座	①亀裂	②腐食	③変形	④振動	有 無	
ブランコ	本体	①破損	②腐食	③ぐらつき	④腐食	有 無	
	吊り金具、鎖	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
滑り台	滑り面	①破損	②腐食	③ぐらつき	④ボルト	有 無	
	支柱、階段、足回り	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他	⑧すりへり	有 無	
砂場	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④腐食	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
シーソー	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
鉄棒	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
ラダー	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
はんだ	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
クライム	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
吊橋	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
ジャングル	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
ロープ	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④腐食	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他		有 無	
その他	支柱	①破損	②腐食	③ぐらつき	④ボルト	有 無	
	支柱	⑤塗装	⑥安全領域	⑦その他	⑧突出、ささくれ	有 無	
エンターテインメント	全体	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	有 無	
		⑤安全領域	⑥その他			有 無	

詳細レベルの定期点検の点検表

遊具 詳細定期点検チェックシート (振動系(スプリング)複・単 (詳細定期点検 点検レベルⅣ 点検様式-4B) 整理番号 - -)

年度	月	日	不明	点検者	日時	天気	
年度	月	日	不明	点検者	日時	天気	
部位	区分	点検内容	点検方法	判定	前回	現場写真	備考
A. 共通点検項目	各部	① 踏み込み防止 300、100～230	測	適・不			
		② 引っかかり防止 ナット2山以内	測	適・不			
	基礎部	③ 突起物と表面仕上げ	目・測	適・不			
		④ 設置面への露出	目	適・不			
	設置面	⑤ 設置面材料の評価	目	良・不			
		⑥ 設置面の凹凸状態	目	良・不			
	接続部	⑦ 石等の障害物	目	良・不			
		⑧ ボルトの緩み、欠陥	目・触	良・不			
	全体	⑨ 継手の緩み、腐食、変形、摩耗	目・打	良・不			
		⑩ 使用時の異常音	目・触	適・不			
安全領域	⑪ 使用時の異常な揺れ	打・触	適・不				
	⑫ 安全領域確保	測	適・不				
安全領域	⑬ 設置面材料の評価	目	適・不				
	⑭ 設置面の凹凸状態	目	適・不				
安全領域	⑮ 石・樹木等の障害物	目	適・不				
	⑯ 石・樹木等の障害物	目	適・不				
B. 個別点検項目	① 上物(平座を含む)	① 上物と設置面との距離 230以上	測	適・不			
		② 上物表面の表面のスリッ加工	目・触	適・不			
	② スプリング	③ 腐食、変形、摩耗	目・触	良・不			
		④ 腐食、変形	目・触	良・不			
	③ 台座	⑤ 振動状況、異音	目・触	良・不			
		⑥ 腐食、変形	目・触	良・不			
	④ 台座	⑦ 腐食、変形	目・触	良・不			
		⑧ ぐらつき	目・触	良・不			



【凡例】表中の▲印は消耗部材、○印は重点点検箇所を示す。

I. 総合判定(物的・人的)の程度等から当該遊具を総合的に判断した結果 II. 遊具・施設部分における項目

A:健全であり、修繕の必要がない(使用可)	錆び・汚れや腐食・異物	全体	一部	無
B:部分的に異常があり、部分修繕が必要(使用可)	塗装の剥離	全体	一部	無
C:異常な振動や異音があり、部分修繕が必要(場合に上り使用禁止)	錆びの発生	全体	一部	無
D:主要部材等に異常、大規模な修繕又は取替が必要(使用禁止)	設置の必要性判定	全体	部分	無

※情報(報告事項、処置事項など)

(注)「大垣市公園緑地施設管理・点検マニュアル」(大垣市作成)から抜粋した。

事例名	専門業者への委託契約等において、修繕が必要な箇所、原因等を記載した修繕計画提案書等の提出を求め、修繕計画の検討等に活用	機関名	豊橋市、岐阜市、多治見市
-----	---	-----	--------------

【制度の概要・取組ポイント】

定期点検は、遊具指針において、「必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間（年1回以上）ごとに行う日常点検より詳細な点検」とされている。

豊橋市、岐阜市及び多治見市では、定期点検を外部の専門業者に委託する際、点検結果に合わせて、修繕すべき遊具のリストの提出も求めている。

【説明】

豊橋市、岐阜市及び多治見市は、外部の専門業者に対する定期点検の委託契約の仕様書等において、定期点検の結果だけでなく、修繕が必要な施設名、定期点検の判定、補修が必要となった原因、補修する際に留意すべき事項等が記載された書類の提出も求め、修繕の優先順位等の検討や修繕の進捗管理等に活用している（図表1及び図表2参照）。

図表1 定期点検の提出書類（豊橋市の例）

(提出書類)	
第11条	本業務に定める提出書類は下記のとおりである。
(1)	着手届
(2)	現場代理人及び主任技術者通知書（経歴書及び健康保険証等の写しを添付）
(3)	工程表
(4)	業務計画書
(5)	業務日報
(6)	定期点検業務報告書
(7)	遊具履歴書
(8)	業務記録
(9)	公園施設修繕計画提案書
(10)	報告書及び写真の電子データ
(11)	完了届
(12)	その他 業務遂行上必要であると判断された書類

(注) 「公園施設安全点検業務その1 仕様書」（豊橋市）から抜粋した。

図表2 業者から提出のあった修繕すべき遊具のリスト（岐阜市の例）

修繕要求遊具アイテム									
No.1									
点検日	公園名	遊具アイテム	製造メーカー	破損・指摘箇所	必要パーツ	修繕内容	修繕作業依頼先	修繕完了日	備考
4月9日	出雲公園	2連ブランコ		普座部座板腐朽(1連)	木板	座板木取替修繕	公園事務所	7月19日	南部事務所
		4連ブランコ		フェーン摩耗(平型 2連)	077フェーン(平型 2連)	吊フェーン取替修繕	公園事務所	8月14日	南部事務所
	江崎公園	4連ブランコ		フェーン摩耗(平型 2連)	077フェーン(平型 2連)	吊フェーン取替修繕	公園事務所	8月14日	南部事務所
	織緑池	4連ブランコ		フェーン摩耗(平型 2連)	077フェーン(平型 2連)	吊フェーン取替修繕	公園事務所	11月9日	南部事務所
4月12日	昌蒲池公園	4連ブランコ		フェーン部077 摩耗(北側2連)	077(2連分)	077(2連分)取替修繕	公園事務所	8月28日	南部事務所
4月13日	桜ヶ丘公園	2連ブランコ		普座部077 金具摩耗	077(2連分)	077(2連分)取替修繕	公園事務所	11月15日	南部事務所
		4連ブランコ		普座部金具摩耗	普座部用金具(1連分)	普座部金具(1連分)取替修繕	公園事務所	11月16日	南部事務所
	本荘公園	藤梯		桁・欄内部腐食・コナット剥離		大掛りの修繕もしくは撤去更新 協議		今年度見送り	
4月25日	岐阜公園	案内板1		支柱地盤の腐朽・ぐらつき、板面の腐朽		撤去更新 協議	公園事務所	公園更新時に取替	岐阜公園事務所
		案内板2		支柱地盤の腐朽・ぐらつき	支柱2本	支柱取替修繕		公園更新時に取替	
5月8日	金公園	幼児遊具 3台		支点部のぐらつき	上物部1体	上物部本体取替		11月22日	
	木ノ本公園	複合遊具		床板の腐朽	床板1枚	床板1枚取替修繕	公園事務所	5月8日	南部公園事務所
5月10日	岩戸公園	2連ブランコ		フェーン摩耗(東側 1連)	フェーン(1連分)	吊フェーン(1連分)取替修繕	公園事務所	12月3日	南部公園事務所
		シェルター		屋根部コナット剥離		破損部(屋根部)補強修繕		今年度見送り	
5月14日	川原公園	複合遊具		樹脂パワ-破損(割れ)	滑り面(1面)	滑り面取替修繕		11月20日	
5月24日	竜万公園	4連ブランコ		フェーン摩耗(平型 2連)	077フェーン(平型 2連)	吊フェーン取替修繕	公園事務所	6月26日	北部公園事務所
5月28日	北島公園	2連ブランコ		普座部(17型)座板腐朽(2枚)	普座部木板(2枚)	普座部(17型)座板(2枚)取替修繕	公園事務所	6月22日	北部公園事務所
6月1日	柳公園	複合遊具		爪及び滑り部フェーン摩耗	フェーン(10本) シャベル(10個)	フェーン取替修繕		9月30日	
6月18日	旦島南公園	4連ブランコ		077フェーン摩耗(平型 2連)	077フェーン(平型 2連)	吊フェーン取替修繕	公園事務所		北部公園事務所
6月21日	菅橋東公園	4連ブランコ前		横架材亀裂(2箇所)		亀裂箇所治接補強(2箇所)	公園事務所		北部公園事務所
6月22日	いずみ公園	シーソー		踵部木材腐朽	踵部木(1枚)	踵部木材取替修繕	公園事務所		北部公園事務所
6月26日	鳥の渡公園	4連ブランコ		普座部(17型)座板腐朽(1連)	普座部木板(1連)	普座部(17型)座板(1連)取替修繕	公園事務所	10月18日	北部公園事務所
6月27日	東島北公園	複合遊具②		タイヤ劣化	タイヤ・固定金具	タイヤ・固定金具取替修繕		撤去検討中	
6月28日	泉南公園	4連ブランコ		普座部(17型)座板腐朽(2連)	普座部木板(2連)	普座部(17型)座板(2連)取替修繕	公園事務所		北部公園事務所
7月3日	秋葉公園	4連ブランコ		077フェーン摩耗(平型 2連)	077フェーン(平型 2連)	吊フェーン取替修繕	公園事務所	8月14日	北部公園事務所
		//		フェーン摩耗(17型 2連)	フェーン(17型 2連)	吊フェーン取替修繕	公園事務所	8月14日	北部公園事務所
		//		普座部(17型)座板腐朽(2連)	普座部木板(2連)	普座部(17型)座板(2連)取替修繕	公園事務所	8月14日	北部公園事務所
9月11日	山先公園	照明灯1		灯具ぐらつき・支柱傾き		修繕方法は電気業者と協議		10月12日	
	鶴崎遊戯広場	照明灯1		灯具ぐらつき・支柱地盤腐食		修繕方法は電気業者と協議			修理済

(注) 1 岐阜市の資料による。

- 2 岐阜市では、業者から提出のあった修繕すべき遊具のリスト（エクセルシート）に、修繕完了日等を追記したり、修繕が完了したものに色塗りしたりして、進捗管理等に活用している。

事例名	担当職員に対し独自の講習会を実施	機関名	名古屋市
-----	------------------	-----	------

【取組ポイント】

名古屋市では、市本庁の担当者に対しては一般社団法人日本公園施設業協会が開催する日常点検講習を受講させている（平成30年度は10月に受講）ほか、実際に日常点検を担当する公園巡視員（再雇用嘱託員）に対しては採用直後の4月、定期点検を担当する土木事務所職員に対しては、5月中旬頃に市本庁の担当者が講師となり点検研修を実施している。

【説明】

公園巡視員及び土木事務所職員に対する研修について、名古屋市では次のとおり説明している。
「公園巡視員の研修は、昭和61年度か62年度頃に開始したもので、講師は市職員が実施している。また、土木事務所職員（各土木事務所の公園担当行政職員1名以上参加）の研修は平成15年度から開始しており、講師は公園巡視員の研修と同じ市職員が実施している。」（研修のレジュメ等は図表参照。）

図表 研修レジュメ等

<p>平成30年4月5日(木) 午前9:00～ 中土木事務所技術研修室</p> <p>平成30年度公園巡視員（新規採用者）研修レジュメ</p> <table border="1"> <tr><td>1. 挨拶（緑地維持課長）</td><td>9:05</td></tr> <tr><td>2. 公園巡視員の勤務条件について（総務課 管理係）</td><td>9:10</td></tr> <tr><td>3. 公園施設の日常点検について（緑地維持課 維持係）</td><td>9:20</td></tr> <tr><td>4. 街路樹の現状と巡視における留意点について（緑地維持課 緑化係長）</td><td>9:50</td></tr> <tr><td>休憩</td><td>10:10</td></tr> <tr><td>5. 実習説明 & 劣化部品確認（緑地維持課 維持係）</td><td>10:20</td></tr> <tr><td>移動</td><td>10:35</td></tr> <tr><td>6. 実習（老松公園）（緑地維持課 緑化係・維持係）</td><td>10:40</td></tr> <tr><td>移動</td><td>11:30</td></tr> <tr><td>7. 報告書&アンケート記入</td><td>11:35</td></tr> <tr><td>8. 終わりの挨拶（緑地維持課 維持係長）</td><td>11:45</td></tr> </table>	1. 挨拶（緑地維持課長）	9:05	2. 公園巡視員の勤務条件について（総務課 管理係）	9:10	3. 公園施設の日常点検について（緑地維持課 維持係）	9:20	4. 街路樹の現状と巡視における留意点について（緑地維持課 緑化係長）	9:50	休憩	10:10	5. 実習説明 & 劣化部品確認（緑地維持課 維持係）	10:20	移動	10:35	6. 実習（老松公園）（緑地維持課 緑化係・維持係）	10:40	移動	11:30	7. 報告書&アンケート記入	11:35	8. 終わりの挨拶（緑地維持課 維持係長）	11:45	<p>平成30年5月15日 フラワープラザ研修室</p> <p>平成31年度「都市公園安全・安心対策事業」予算要求等説明会 及び公園施設点検研修（緑政土木局技術研修 No.21）</p> <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成31年度 都市公園安全・安心対策事業 予算要求について 公園施設長寿命化計画について 公園管理システムへの入力について ～休憩～ 公園施設定期点検について…健全度判定 他 ～休憩～ 都市公園ストック再編事業について ～移動～ 名城公園での現地実習
1. 挨拶（緑地維持課長）	9:05																						
2. 公園巡視員の勤務条件について（総務課 管理係）	9:10																						
3. 公園施設の日常点検について（緑地維持課 維持係）	9:20																						
4. 街路樹の現状と巡視における留意点について（緑地維持課 緑化係長）	9:50																						
休憩	10:10																						
5. 実習説明 & 劣化部品確認（緑地維持課 維持係）	10:20																						
移動	10:35																						
6. 実習（老松公園）（緑地維持課 緑化係・維持係）	10:40																						
移動	11:30																						
7. 報告書&アンケート記入	11:35																						
8. 終わりの挨拶（緑地維持課 維持係長）	11:45																						

(注) 名古屋市の資料による。

事例名	遊具の利用方法を公園内に掲示して注意喚起	機関名	中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、豊橋市、大垣市、多治見市
-----	----------------------	-----	---------------------------------------

【制度の概要・取組ポイント】

遊具指針では、遊具における事故と安全確保の基本的な考え方として、「子ども・保護者の危険な行動や服装などによる影響が著しい場合には、掲示などにより注意を喚起することが必要である。」としている。

また、安全規準では、「適切な利用方法や緊急時の対応方法などの諸事項について、利用者に解りやすく掲示して周知し、安全確保に努めることが望まれる。」としており、「遊び場安全サイン」の例についても提示している。

今回、調査対象とした各公園管理者の利用者等への啓発状況を見ると、安全規準で例示している「遊び場安全サイン」を公園内に設置している例、独自の掲示物を設置している例がみられた。

【説明】

1 一般社団法人日本公園施設業協会が例示している掲示板を設置

一般社団法人日本公園施設業協会では、同協会が定めている安全規準で「人的ハザードの軽減についても配慮すべきで、適切な利用方法や緊急時の対応方法などの諸事情について、利用者に解りやすく掲示して周知し、安全確保に努めることが望まれる。」として、「遊び場安全サイン」の例を提示している。

今回、調査対象とした公園管理者のうち、5公園管理者（中部地方整備局、岐阜県、三重県、豊橋市、大垣市）では、管理している公園の一部に、同規準で例示されている「遊び場安全サイン」を設置し、利用者に利用方法等の周知を行っている（図表1参照）。

また、このうち岐阜県では、利用対象が小学6年生までである木製遊具に高校生が4人乗っている現場を県職員が目撃したこともあり、使い方が悪いと事故の発生に結びつき、遊具も早く傷むため、利用方法の注意喚起が必要であるとして、すべての公園に「遊び場安全サイン」を掲示しており、同県が作成している「公園管理マニュアル」にも「注意喚起看板の設置・・・(中略)・・・これらを利用することも安全確保の一助になる。」と記載している。

図表1 公園に設置されている「遊び場安全サイン」



(注) 当局の調査結果による（当局撮影）。

2 独自に注意喚起の看板を設置

愛知県では、県営公園の指定管理者に対し、利用者の分かりやすい所に管理事務所の連絡先等を表示するよう口頭で要請しており、指定管理者は、各公園の状況に応じた案内看板を設置している。

愛知県の県営公園の一つである小幡緑地では、遊具のある広場に設置した看板に、管理事務所の連絡先だけでなく、遊具を利用する際に守るべきルールを分かりやすく記載するとともに、保護者に対する注意事項や事故が起きた際の連絡についても記載し、注意喚起を行っている（図表2参照）。

図表2 指定管理者が独自に作成した注意喚起の看板



(注) 愛知県の資料による。

3 その他

多治見市では、複合遊具の滑り台のチューブの上を子どもが歩いているとの公園利用者からの情報提供を契機に、それを防止するため、当該チューブの上部に、手のひらの絵と「STOP」の文字が記載された表示板を掲示している。

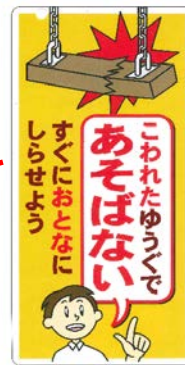
このほか、名古屋市では、各公園の数種類の遊具に「こわれたゆうぐであそばない すぐおとなにしらせよう」と記載されたシールを貼付しており、豊橋市では、回転ジャングルジムが設置してある公園（一部）に、同遊具で遊ぶ際の注意事項を掲示している（以上、図表3参照）。

図表3 遊具の利用に関する注意喚起を掲示

遊具に設置してある注意喚起の表示板（多治見市）



遊具に貼付してある注意喚起のシール（名古屋市）



公園に設置してある回転ジャングルジムの注意表示（豊橋市）

遊ぶ時のお約束

まわしすぎはケガにつながるかもしれません。
やくそくをまもってたのしくあそんでね。

かいてん
ジャングルジム

まわっている
そばであそばない

まわしすぎに
きをつけよう

豊橋市役所
公園緑地課
TEL51-2650

したに
もくらない

（注）当局の調査結果による。

【制度の概要・取組ポイント】

遊具指針では、「子どもや保護者が自らの服装や遊具の異常にも注意を払うなどの都市公園での安全で楽しい遊び方についての普及啓発にも配慮する。」とされている。

今回、調査対象とした名古屋市、岡崎市、岐阜市及び大垣市では、市のホームページ、公園の紹介ページにおいて、遊具の安全利用の方法について掲載して注意喚起を行っている。

【説明】

1 名古屋市の取組

名古屋市では、市のホームページに「遊具の安全利用」のページを設け、服装による思わぬ事故を防ぐための方策等を中心に、一般社団法人日本公園施設業協会が作成しているパンフレットの抜粋を掲載するなどして、公園で遊ぶ際の注意事項を示している（図表1参照）。

図表1 遊具安全利用についての掲載例（名古屋市）



(以下略)

(注) 名古屋市のホームページから引用した。

2 岡崎市の取組

岡崎市では、市のホームページにおいて、「公園で楽しく遊ぼう安全に～保護者の方はぜひお読みください～」として、1 子どもの遊びにおける危険性、2 遊具における事故と安全確保の基本的な考え方、3 公園で遊ぶ前に、4 遊ぶときの一般的な注意、5 事故がおきたら、など5頁にわたってリスクとハザードに対する考え方や遊ぶ時の注意事項を掲載している（図表2参照）。

図表2 遊具安全利用についての掲載例（岡崎市）

公園で楽しく遊ぼう安全に ～保護者の方はぜひお読みください～

（中略）

3 公園で遊ぶ前に

3-1 遊ぶときの服装は？

- ①上着の前を開けっ放しにしない。
- ②マフラー、ひも付きの手袋はとる。
- ③パーカーなど、首のまわりにひもの付いた衣服は身につけない。
- ④かばん、水筒、ランドセルは外す。
- ⑤怪我を避けるため脱げにくい靴をはく。
- ⑥くつひもはしっかり結んでおく。

（中略）

4-3 危ない遊具で遊ばない

- ①年齢にふさわしくない遊具で遊ばない。
- ②壊れている遊具、修理中の遊具や「使用禁止」の表示のある遊具で遊ばない。

（中略）

4-5 代表的な遊具での注意事項

- ① ぶらんこ
 - ・飛び降りない・はりにぶらさがらない・こいでいるそばであそばない
- ② スプリング遊具
 - ・ひとりですわってのる・手をはなさない・あそんでいるそばにいかない
- ③ シーソー

（中略）

5 事故が起きたらなど

5-1 事故が起きたらすぐに助けを求める

- ①近くにいる大人の人に助けを求める
- ②近くの家に行って助けを求める
- ③119番に電話して救急車を呼ぶ

（以下略）

（注）岡崎市のホームページから引用した。

3 岐阜市の取組

岐阜市では、市のホームページ内の公園利用についてのQ&A欄で、「遊具の危険な遊び方が見受けられますが。」の質問に答える形で利用方法についての注意喚起を行うとともに、細かい内容については、一般社団法人日本公園施設業協会が作成したパンフレット（①仲良く遊ぼう安全に（幼児編）、②仲良く遊ぼう安全に（児童編）の二つ）を別頁で掲載している（図表3参照）。

図表3 日本公園施設業協会のパンフレットを掲載している例（岐阜市）

質問	遊具の危険な遊び方が見受けられますが。
回答	公園には、多くの遊具がありますが、利用方法を守って楽しく遊んで下さい。 また、小さいお子様には必ず保護者の方が付き添って遊ぶようにして下さい。 遊具の遊び方については、下記の一般社団法人 日本公園施設業協会(JPFA)が作成する「仲良く遊ぼう安全に」をご覧ください。 <u>仲良く遊ぼう安全に（幼児編）</u> <u>仲良く遊ぼう安全に（児童編）</u>

（注）岐阜市のホームページから引用した。

4 大垣市の取組

大垣市では、市のホームページに「遊具で楽しく遊ぶためのお願い」のページを設け、一般社団法人日本公園施設業協会のパンフレットに記載されている事項を抜粋する形で注意が必要な事項を掲載している（図表4参照）。

図表4 日本公園施設業協会のパンフレットの記載事項を抜粋して掲載している例（大垣市）

遊具で楽しく遊ぶためのお願い

[2011年1月1日]

遊具を使用するときの注意

公園の遊び場では、6歳までの幼児には保護者が必ず付き添うようにして下さい。年齢に適した遊具を使い、よく見守りながら遊ばせてください。また、仲良く安全に遊べるよう、お子様とお話をしてください。

遊び場は安全か？

- ・乳幼児や幼児は、大きい子どもたちとは別の場所で遊ぶようにしましょう。
- ・落ちたときにケガをしないか、遊器具の下の状態を確かめよう。
- ・遊び場の石ころやガラスのかけらは、取りのぞくようにしましょう。
- ・壊れたり傷んだりしている遊器具では遊ばないようにしよう。

お天気は？

- ・雨にぬれた遊具は滑りやすいので注意しよう。
- ・雷が鳴ったら外で遊ぶのをやめよう。
- ・熱中症や光化学スモッグにも注意しよう。
- ・日射により鉄等の表面が高温になる場合があるので注意しよう。

体調は？

- ・体調の悪いときに遊ぶのはやめよう。
- ・適度の休憩や水分の補給に注意しよう。

遊ぶときの服装は？

- ・引っかかったり、脱げやすい衣服ではなく、遊びやすい衣服を身につけよう。
- ・しめつける恐れがあるので、ひも付き衣服や手袋、ランドセルや肩掛けカバン水筒等を身につけるのはやめよう。
- ・足にあった靴をはき、ひも靴のひもはしっかり結ぼう。

(以下略)

（注）大垣市のホームページから引用した。

事例名	遊具の遊び方教室を開催	機関名	愛知県
-----	-------------	-----	-----

【取組ポイント】

愛知県では、公園を管理している各指定管理者が、それぞれ遊具の安全強化月間を定めて遊具の遊び方教室を開催し、遊具の正しい使い方の啓発活動を行っている。

【説明】

愛知県では、県営公園 11 か所全てに指定管理者制度を導入している。県営公園のうち遊具のある公園は 10 か所で、県の外郭団体が 6 か所、造園会社が 2 か所、両者の JV が 1 か所、県の外郭団体と他社の JV が 1 か所で指定管理者となっている。

県は、指定管理者に対して、遊具の遊び方についての利用者への啓発など、指定管理者の創意工夫により安全対策を積極的に行うよう求めており（口頭による依頼）、各指定管理者では、遊具の安全強化月間を設定し（注）、遊具の遊び方教室などの啓発活動を実施している。

（注）遊具の安全強化月間の設定月は、指定管理者、公園、年度等により異なる。

遊具の遊び方教室の実施内容・方法等は、ホームページ等で開催を予告して当日自由参加としているもの、事前に来園を連絡していた遠足の団体を対象としているものなど、指定管理者、公園、年度等によって様々であり、講師に遊具メーカーの社員を招いているものもみられる（図表参照）。

また、遊び方教室の他にも、公園によっては、遠足で公園を訪れた学校・保育園の引率の先生へのヒアリング、地域の幼稚園・大学生ボランティア・職場体験の中学生等と合同での遊具点検等を行っている。

図表 各公園のホームページに掲載された遊具の遊び方教室

	<p>「遊具の遊び方講習会」を行いました！</p> <p style="text-align: right;">更新日 2016/07/23</p> <p>紫陽花の花が、色鮮やかに咲く季節になりました。</p> <p>今日は、近隣の前山小学校1年生の67名が校外学習で来園し、公園職員による「遊具の遊び方」等を学びました。</p> <p>元気な1年生の到着です。静かにおじさんの「毎日の仕事」のお話と、「遊具の安全な遊び方」のお話を聞く児童達です。</p> <p>「どうしてここで働いているの？」等と、厳しい質問をする、元気で礼儀正しい1年生の皆さんでした。</p>
(案内チラシ)	(実施結果の紹介)

事例名	事故対応マニュアルの作成	機関名	中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、桑名市
-----	--------------	-----	------------------------------

【制度の概要・取組ポイント】

遊具指針では、「事故後の対応としては、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び本格的な措置、事故原因の調査などを行い再発防止に努める。」とされているほか、発生状況の記録と分析、事故情報の共有及び国土交通省への報告などの措置が求められている。

これら事故への対応について、今回、調査対象とした中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市においては、事故が発生した場合の対応状況をまとめたマニュアルを自ら、あるいは公園を管理する指定管理者にひな形等を提示する形で作成している。

また、桑名市では、事故発生時に的確な対応がとれるようにするため、事象別に整理した「個別危機事象対応マニュアル」を作成している。

【説明】

1 県が県営公園共通の事故対応マニュアルを作成

岐阜県は、各県営公園共通の「県営公園管理マニュアル」を作成しており、その「第3章 危機管理」において、事故発生時の対応等を「危機管理対応マニュアル」としてまとめている。

「危機管理対応マニュアル」は、公園内若しくはその周辺において危機事案が発生した場合等に、関係者間の情報収集・伝達を迅速かつ的確に行い、危機事案に総合的に対応することを目的としている。

当該マニュアルでは、事前の対策、事故等発生時の被害者対応、関係機関への報告、関係者等への情報提供などの対応方法とともに、対応のフローや緊急連絡網、報告の様式等が定められている（図表1参照）。

図表1 岐阜県県営公園危機管理マニュアルの目次

第3章 危機管理（県営公園危機管理マニュアル）	
1 総則	
(1) 目的	3-1
(2) 対象県営都市公園	3-1
(3) 定義	3-1
(4) 責務	3-1
2 事前対策	
(1) 危機管理責任者の設置	3-3
(2) リスク管理	3-3
(3) 体制の整備	3-3
(4) 関係機関等との連携	3-4
(5) 資機材等の確保	3-4
(6) 都市公園課・関係土木事務所及び指定管理者の危機管理意識の保持	3-4
3 具体的な対応について	
(1) 事故被害者の特定及び事故被害者の救済（救急対応）	3-5
(2) 事故被害対策に関する指揮命令系統の確立	3-6
(3) 来園者の避難誘導	3-6
(4) 被害の拡散防止	3-6
(5) 現場派遣者の二次被害防止	3-6
(6) 事故に関する情報収集、関係各機関への報告	3-6
(7) 事故被害者及び関係者への情報提供、被害対応（初期対応）	3-7
(8) 警察への対応	3-7
(9) 記者発表等マスコミ対応	3-7
(10) 事故被害者及び関係者への情報提供、被害対応（通常対応）	3-8
(11) 関係各機関・全庁への情報提供、調整	3-8
(12) 中・長期的な対応	3-8
<別紙>	
別紙1 県営公園内での事故発生時等連絡網	
別紙2 危機事案発生時（災害、事故等）の報告様式	
別紙3 県営公園臨時閉園に関する基準	
別紙4 岐阜県営都市公園緊急地震速報利活用マニュアル	
別紙5 危機事案別対応シート（1）～（3）	

（注）岐阜県の資料による。

2 指定管理者等が公園等別のマニュアルを作成

今回、調査対象とした中部地方整備局、愛知県、三重県及び名古屋市（注1）では、公園の管理を指定管理者等に委託しているが、各公園管理担当課で事故対応マニュアルのひな形等を作成し、これを指定管理者等に提示して、各公園に対応した事故対応マニュアルの作成を求めている。

（注1）名古屋市は、一部の公園の管理のみを指定管理者に委託。

各指定管理者は、提示されたひな形等を参考に、各公園に対応した連絡網や連絡先等を記載するなどして、公園等別（注2）の危機管理マニュアルを作成している。

（注2）国営木曽三川公園については、拠点（13か所）が所在する地区（木曽三川上流地区・下流地区）別に作成。

これらマニュアルには、各種の連絡先や緊急連絡体制、各種の報告様式のほか、事前の措置として事故の予防対策、事故発生時の対応として対応フローチャートなどが定められている（図表2参照）。

図表2 指定管理者が作成している危機管理マニュアル（三重県）

IV 施設利用中の事故対応について * * * * *
1 事前措置
(1) 安全チェック 定期的に施設・設備・用具の安全チェックを行う。
(2) 利用計画のチェック ① 利用計画が妥当であるかチェックする。 ② 安全体制がなされているかチェックする。 (スタッフの役割分担、事故防止対策や注意事項の徹底など。)
(3) 医療機関の確保 ① 迅速に対応してもらえる医療機関を確保しておく。 ② 利用者側の責任で看護師等の配置など万全を期す。
(4) 緊急連絡網の整備 ① 事故発生時の緊急連絡網や利用者の緊急連絡先を用意しておく。 ② 事故発生時に緊急体制がとれるように全職員に周知しておく。
(5) 安全管理の研修 心肺蘇生法の実習等を含めた救急法の研修を実施する。
2 対応手順
(1) 応急手当を行う。
(2) 医療機関（救急車の手配）への連絡を利用団体代表者と協力して行う。 家族への連絡は利用団体の責任者が行う。
(3) 事故の程度に応じ、鈴鹿建設事務所、鈴鹿警察署等の関係機関への報告を行う。 ① 事故者の特定と人数 ② 事故の内容 ③ 事故の日時と場所 ④ 医師の診断の所見 (注)発生後ただちに関係機関へ事故が発生したことを報告する。 その後、事故の状況を的確に把握し、事実に基づいた報告をする。
(4) 職員全員が事故についての共通理解を持つ。
(5) 外部への対応は、利用団体及び管理事務所がそれぞれの窓口を一本化し、情報が混乱することがないようにしておく。
3 事後措置
(1) 事故発生からの対応について時間を追って記録しておく。
(2) 利用団体や事故（疾病）者に対して誠意を持って対処する。
(3) 全職員で事故の原因やその対応について分析し、安全対策を徹底し、事故防止を図る。

（注）三重県の資料による。

3 個別の危機事象への対応マニュアルを作成

桑名市では、公園及び市道の施設管理担当課が、その所管において発生する可能性のある危機（担当業務のほか、公務中の交通事故、職員の不祥事、情報漏えい等、一般的な危機事象を含む。）について、共通する対応活動の、具体的な実施方法や活動内容の指針を示した「危機管理マニュアル」を作成している。

内容は、①事前対策（日常業務における危機の兆候の察知、連絡体制の整備、職員研修の実施など）、②緊急対策（危機発生時の対応、対応についての留意点、市民への情報提供など）、③事後対策（安全性の確認と被害者等への支援、再発防止対策など）の3項目となっている。

本マニュアルでは、当該課で発生した危機に共通した上記①～③の対応活動のほか、「個別危機事象対応マニュアル」として、①公園事業に関する事務（都市公園施設等の事故）、②公園緑地の維持管理に関する事務（都市公園内の散策中での事故発生）、③管理施設等に関する事務、の3種類の個別危機事象への対応策を示している。

この中で、「①公園事業に関する事務（都市公園施設等の事故）」では、遊具使用時の死傷事故などについて、i) 発見・連絡、ii) 現場に駆け付ける、iii) 安全の確保、iv) 再発防止対策、の4事項について対処手順を定めている（図表3参照）。

図表3 危機事象への共通的な対応のほか個別の事象への対応を定めている（桑名市）

目次		個別危機事象対応マニュアル	
		都市整備 部(局)	アセットマネジメント 課(室)
I 総則		公園事業に関する事務（都市公園施設等の事故）	
1 危機管理マニュアルの目的	1	①都市公園において、遊具使用時に遊んでいた子供等に死傷者が発生した	
2 対象とする（想定される）危機	1	②公園内に車両等が突っ込み、利用者に死傷者や公園施設及び遊具に損傷が生じた	
3 対応体制	1	③施設内での火災	
II 事前対策		3 対応策（対処手順）	
1 日常業務における危機の兆候の察知	1	（被損・事故）発見・連絡・事故等の場所、状況、連絡者の氏名、連絡先等について確認し、メモを取る。	
2 課における連絡体制の整備	2	↓	
3 危機管理体制	3	・課長に緊急連絡する。	
4 職員研修の実施	3	・場合によって、警察・消防へ連絡する。	
5 資機材・物資等の備蓄	3	現場にい駆け付ける	
III 緊急対策		↓	
1 危機発生時の対応	4	・職員は、直ちに現場に駆け付け状況を確認する。	
2 対応についての留意点	4	・状況に応じて警察・消防へ通報する。	
3 市民への情報提供	5	↓	
4 マスコミの対応について	6	・③の場合、初期消火に努める。また、トイレ付近であれば、緊急通報ベルを押した後、周囲に大声で知らせる。	
IV 事後対策		安全の確保	
1 安全性の確認と被害者等への支援	6	↓	
2 再発防止対策	7	・被害の拡大を防ぐための安全確保	
3 危機への対処の評価と危機管理マニュアルの見直し	7	・警察及び消防の指示に従って行動する。	
○添付資料		・状況に応じて、職員の応援、並びに庁舎管理係に連絡する。	
・個別危機事象対応マニュアル		・応急復旧等の対策実施（立入規制、二次的被害発生対策）	
・緊急連絡網		「情報の収集するとともに、事故の経緯を正確に把握し、記録する。関係機関や報道機関等外部への情報を提供する場合は、課長とする。」	
		再発防止対策	
		・危機事象の発生原因（事故報告書の作成）	
		・再発防止策の検討	
		*原因	
		○通常以外の使用による遊具事故や利用者の不注意事故	
		○運転手の操作ミスや不注意からの事故	
		○タバコの投げ捨てや火遊び等による火災	
		↓	
		○遊具等の老朽化による倒壊事故	
		○第三者の過失等による事故	
		◎原因により行政責任が問われるので、慎重に対応すること。	
		◎②公園内に車両等が突っ込み、公園施設及び遊具に損傷が生じた場合は、基本的に当事者と公園施設の損傷復旧に関する事務要領により対応する。	

（注）桑名市の資料による。

4 その他

名古屋市は、都市基盤の整備・維持管理を担当する部局（都市公園担当課が属する部局）において、発生する危機に対する共通的な対応（危機管理体制、危機発生時の情報管理、報道対応等）について定めた「緑政土木局 危機管理マニュアル」を策定しており、都市公園で事故が発生した場合も、このマニュアルに基づく対応を行っている（指定管理者が管理する都市公園については、同管理者が作成した公園別の危機管理マニュアルによる。）。

事例名	公園遊具の使用禁止措置の徹底をマニュアル化	機関名	名古屋市
-----	-----------------------	-----	------

【制度の概要・取組ポイント】

遊具指針では、「事故後の対応としては、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び本格的な措置、事故原因の調査などを行い再発防止に努める。」としている。

名古屋市は、公園遊具に起因する事故が発生した場合や点検時に公園遊具の不具合が発見された場合など、当該公園遊具の使用禁止措置を行う場合、利用者が立ち入ることが可能な部分的な禁止措置では、使用禁止措置対象遊具の予期しない使用などを発生される恐れがあることから、市（緑政土木局緑地部緑地維持課）が作成する「公園施設定期点検の手引」及び「公園緑地等日常点検の手引」の中で、公園遊具の使用禁止措置について、①応急措置、②本格措置、③長期閉鎖措置の3段階ごとの具体的な措置手順やその内容を示し、公園遊具の使用禁止措置の徹底についてマニュアル化している。

【説明】

名古屋市では、従来、公園遊具に起因する事故が発生した場合や点検時に公園遊具の不具合が発見された場合など当該公園遊具の使用禁止措置を行う場合、使用禁止テープや貼り紙で使用できないことを周知しており、中にはその状態で長期間に渡り使用禁止措置を継続していたものがあった。

このような措置では、利用者が立ち入ることも可能なため、使用禁止措置対象遊具の予期しない使用などを発生される恐れも想定されることから、市（緑政土木局緑地部緑地維持課）は、公園遊具の使用禁止措置の徹底を図るため、平成29年5月に「公園施設定期点検の手引」、同年7月に「公園緑地等日常点検の手引」を改訂し、図表のとおり、公園遊具の禁止措置について、①応急措置、②本格措置、③長期閉鎖措置の3段階ごとの具体的な措置の時期、手順とともに、各段階での具体的な措置内容の例を示している。

図表 公園遊具の使用禁止措置の流れ

	措置の時期	措置の手順	具体的な措置内容の例示
応急措置	使用禁止措置判断時	本格措置を取るまでの間、利用や立ち入りができないようにする措置	使用禁止テープ等で遊具全体を囲い、使用禁止であることを確実に明示する
本格措置	翌日以降も続ける場合、当日中	確実に利用や立ち入りができないようにする措置	バリケード、使用禁止テープ等で遊具全体を完全に囲う
長期閉鎖措置	1週間程度以内	使用禁止期間が長期に及ぶ場合の本格措置よりも強固な措置	高さ1.2m以上のフェンスにより遊具全体を完全に囲う

(注) 本表は、「公園施設定期点検の手引」に基づき当局が作成した。

(参考)「公園施設定期点検の手引」(平成 29 年 5 月緑政土木局緑地部緑地維持課)(抜粋)

8. 使用禁止措置について

(1) 応急措置

- ・点検時に施設の不具合が発見され、その場で使用禁止措置を行う必要が生じた場合は、携帯している「使用禁止の貼り紙」を貼り、使用禁止テープ等を用い施設全体を囲むなど行い、使用禁止であることを確実に明示する。
- ・複合遊具などの大型の施設で、一部ユニット(たとえば、滑り台、ラダー等)の不具合が発見された場合においても、施設全体に対して上記の使用禁止の措置を行うことを原則とする。
- ・使用禁止措置にするかの判断に迷う場合は使用禁止にする。

(2) 本格措置

- ・応急措置を実施した後、翌日以降も引き続き使用禁止措置を続ける場合は当日中に本格措置に移行する。
- ・本格措置はバリケード、ロープ(柵)、使用禁止テープ等により施設全体を完全に囲う。
- ・囲いの設置に当たっては、強風等による転倒、接続部や端部や審線の突起などによる二次被害が生じないように細心の注意を払い、簡単に囲いが壊れることないように設置を行う。
- ・使用禁止の表示は、利用者がわかりやすい位置に簡単に取れないように掲示する。なお、使用禁止とした理由や修繕の予定なども記載することが望ましい。
- ・本格措置は、1週間程度で修繕が完了する場合は修繕が完了するまで、行う。修繕等の対応に1週間以上かかる場合は、1週間をめぐりに長期閉鎖措置に移行する。

(3) 長期閉鎖措置

- ・長期閉鎖措置は、施設の修繕等が完了するまでの期間にわたって高さ1.2m以上のフェンスにより施設全体を完全に囲う。
- ・囲いの設置に当たっては、本格措置と同様に強風などによる二次被害が生じないように細心の注意を払う。
- ・使用禁止の表示は、利用者がわかりやすい位置に簡単に取れないように掲示する。
- ・対応方法や時期について記載した貼り紙を掲示するほか、愛護会や町内会への連絡等の情報提供を行うことが望ましい。
- ・使用禁止措置状況を巡回により確認する。
- ・修繕等の施工業者(単契または工事)が、工事が完了するまでの間長期閉鎖措置を取る場合は、安全管理を適切に行うよう施工業者に指導する。

(4) 使用禁止措置の事例(応急措置→本格措置→長期閉鎖措置の流れ)

応急措置 本格措置を取るまでの間、利用や立ち入りができないようにする措置。



例) 使用禁止テープと貼り紙で、使用できないことを周知する。

当日中

本格措置 確実に利用や立ち入りができないようにする措置。



例) Aバリと貼り紙で使用禁止措置を強固にする。

※使用禁止テープのみのまま放置すると、新たな事故を発生させる恐れがある。

1週間程度

長期閉鎖措置 使用禁止期間が長期に及ぶ場合の本格措置よりも強固な措置。



例) H1. 2m以上のフェンスと貼り紙による措置。

貼り紙には、対応方法や時期を記載し(P14参照)、利用者には不安を与えないようにする。

貼り紙例(撤去)

〇〇遊具をご利用の皆様へ

いつも△△公園をご利用いただきありがとうございます。
この〇〇遊具は部品の劣化により、遊ぶのに危険な状態となってしまったため、使用禁止とさせていただきます。
□月上旬に撤去し、△月頃新しい遊具を設置する予定です。
ご不便をおかけし申し訳ございません。

平成29年×月 ©◎土木事務所

貼り紙例(修繕)

〇〇遊具をご利用の皆様へ

いつも△△公園をご利用いただきありがとうございます。
この〇〇遊具は部品の劣化により、遊ぶのに危険な状態となってしまったため、使用禁止とさせていただきます。
□月上旬に部品交換を行い安全確認をした後、供用を再開させていただきます。
ご不便をおかけし申し訳ございません。

平成29年×月 ©◎土木事務所

危険な措置の例



公園利用者が立ち入ることができるような部分的な措置は、予期しない遊びを生じさせ、事故を発生させる恐れがあり危険です。行わないでください。

事例名	事故のあった遊具と同型の遊具について緊急点検及び部材の一定サイクルでの交換を実施	機関名	名古屋市
-----	--	-----	------

【制度の概要・取組ポイント】

遊具指針では、「事故後の対応としては、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び本格的な措置、事故原因の調査などを行い再発防止に努める。」としている。

名古屋市は、公園遊具に起因した事故を契機として、市内の同型遊具（類似遊具を含む。）72基について緊急点検を実施し、点検の結果、異常がみられた2基について、使用禁止措置とした。

また、事故の原因が遊具の主要な消耗部材の劣化による破断であったことから、同型遊具（類似遊具を含む。）の当該消耗部材で設置（更新）後一定期間を経過したものについては、劣化の状況に関わらず交換を行い、今後も同様な措置を行うこととした。

【説明】

平成25年4月、名古屋市内の都市公園（街区公園）内の遊具で子供が遊んでいた際に、当該遊具の主要な消耗部材が劣化により破断し、子供が落下して負傷する事故が発生した。

名古屋市（緑地維持課）は、事故発生の翌日、都市公園を直接管理している土木事務所（16か所）及び指定管理者等に対し、同型遊具（類似遊具を含む。）の緊急点検を実施するよう指示した。

その結果、72基のうち2基の主要な消耗部材に劣化がみられたことから、使用禁止措置を行い、その後、当該部材の交換を実施した。

また、事故の原因が主要な消耗部材の劣化による破断であったことから、土木事務所等に指示し、当該消耗部材を有する公園遊具について、当該部材の設置（更新）後7年（安全規準で定める当該部材の推奨交換サイクルを目安に設定。）以上経過している場合は、当該部材の交換を行った。

さらに、名古屋市は、これ以降も当該部材については、劣化の状況に関わらず、設置（更新）後7年で交換を行うこととした。

事例名	事故を契機に見逃されがちな遊具の形状に関する 6 項目を重点とする緊急点検を実施	機関名	愛知県
-----	--	-----	-----

【制度の概要・取組ポイント】

遊具指針では、「事故後の対応としては、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び本格的な措置、事故原因の調査などを行い再発防止に努める。」としている。

愛知県は、定期点検等で見逃されてきた遊具の形状が原因の事故を契機に、点検時に見逃されがちな①頭部・胴体の挟み込み、②ボルト・ナット類の突起、③指、足の挟み込み、④絡まり・引っ掛かり、⑤基礎の露出、⑥鋭利な尖端、角、縁の 6 項目を重点項目とする緊急点検を実施するとともに、次回以降の定期点検に際しては、これら 6 項目を点検項目に明記させた上で、遊具指針及び安全規準に基づき確実な点検を実施することとした。

【説明】

平成 25 年 3 月、愛知県営公園内の木製遊具で遊んでいた子供が足を踏み外して転倒し、遊具から突起していた固定用のボルトで頭部を負傷する事故が発生した。当該遊具は設置後長期間経過しており、老朽化によって周辺部材が剥離し、ボルトの頭がむき出しになっていた。

愛知県は事故直後、当該遊具の緊急修繕を行うとともに、他の県営公園にある木製遊具の緊急点検を実施したが、同様なボルトの突起はなかった。

その後、県が事故の原因分析を行ったところ、突起物など遊具の形状の安全確保については、県が平成 21 年度に点検を実施し、翌年度に必要な措置を完了していたことから、当該公園の指定管理者は、以後は部材の劣化のみ点検すればよいと判断し、日常点検や定期点検において、遊具の形状に関する点検を実施しておらず、県もその事実を把握していなかったため、ボルトの突起が見落とされていたことが判明した。

このため県では、平成 25 年 4 月、県営公園の全遊具 767 基（当時）を対象に、遊具の形状に関して見逃されがちだと思われる図表 1 の 6 項目を重点点検項目とする緊急点検（重点点検）を、指定管理者に指示して実施し、安全性向上のための対応が必要と判断した遊具 37 基について補修、使用停止などの対応措置を講じた。

図表 1 重点点検における重点項目

	重点項目
①	(ネット類の切断等による) 頭部・胴体の挟み込み
②	(周辺部材の摩耗・剥離、増し締め等による) ボルト・ナット類の突起
③	(部材の割れ等による) 指、足の挟み込み
④	(部材接合部の開き等による) 絡まり・引っ掛かり
⑤	(地表面の流出等による) 基礎の露出
⑥	(部材の劣化等による) 鋭利な尖端、角、縁

(注) 本表は、愛知県資料から当局が作成した。

また、図表 2 のとおり、次回以降の定期点検に際しては、上記の 6 項目を点検項目に明記させる（点検項目・方法の見直し）など、各種の再発防止策を実施した。

図表 2 愛知県が実施した緊急点検以外の主な再発防止策

	再 発 防 止 策 の 内 容
点検項目・方法の見直し	各指定管理者に対して、定期点検項目に重点点検で実施した6項目を最低限、明記した点検を年1回以上実施させるとともに、遊具指針及び安全規準を十分理解した上で、点検方法も見直させ、次回の定期点検前までに、県に協議させ、適切な指導を行う。
点検の多角的な検証	毎年1公園を選び、その公園管理事務所職員が遊具の安全点検を実演・解説し、それに対し県職員や他の公園管理事務所職員から様々な意見・質問をする場を設け、多角的に点検の検証を行う。また、検証に当たっては、他の自治体の点検方法も参考とする。
再発防止策の履行確認の徹底	修正された点検表に基づく定期点検結果について、年1回、遊具のある公園ごとに、県職員が現地にて点検結果及び対応措置の状況を確認する。

(注) 本表は、愛知県資料から当局が作成した。

事例名	市内 703 か所の砂場（全体の 56.9%）にネットを設置	機関名	名古屋市
-----	--------------------------------	-----	------

【制度の概要・取組ポイント】

安全規準では、「砂場には、犬猫の侵入防止を目的とした、砂場柵の設置やカバーをするなどの対策について配慮することが望ましい。」とされている。

名古屋市では、砂場の衛生状態保持を目的として、ネット（メッシュシート）の設置を進めており、平成 29 年度末時点で、市内 703 か所の砂場（全体の 56.9%）で設置が完了している。

【説明】

1 ネット設置の経緯等

名古屋市では、平成初頭頃から猫等のフンよけのため、都市公園の砂場にネットを設置(注)していたが、平成 7、8 年頃、砂場の衛生状態が議会で質問されるなど問題視されたため、ネットを使用した対策と抗菌砂を使用した対策の効果を比較検証するため、砂場の衛生検査を実施した。その結果、ネットは大腸菌群数・回虫卵数の双方の減少に有効であった（メッシュが細かいほど効果大）一方、抗菌砂は大腸菌群数の減少には有効であったが、回虫卵数の減少効果は少なかった。

(注)ネットはメッシュシートを使用し、立てかけて砂場を囲うのではなく、覆いかぶせて使用する。

検査で効果が検証されたこともあり、名古屋市は、地元から希望を募るなどしてネットの設置を推進した（ただし、地元住民が管理に協力することが条件）。現在は地元から要望があれば、それに応じて設置している。

2 ネットの設置状況

平成 29 年度末時点で、名古屋市の都市公園の砂場 1,236 か所のうち 703 か所にネットが設置済みで、設置率は 56.9%となっている。また、28 年度末時点の設置済数は 685 か所で、29 年度末までの 1 年間で 18 か所増加している（図表 1 参照）。

ネットは、砂場を使用した後には使用者がかぶせることにしており、新規に設置されるネットには「つかいおわったら砂場にネットをかぶせましょう。」等と記載された案内表示と、かぶせる方向を示した表示がされている（図表 2 及び図表 3 参照）。

なお、名古屋市では、ネットの他、地元の要望に応じて、砂場を囲う金属製のフェンスも設置しているが、設置費用が高くなるため、8 か所の設置にとどまっている。

図表 1 砂場ネットの設置数等の推移

年度	区分	各年度末設置済数 (a)	前年度末からの増 加数 (b)	各年度末砂場数 (c)	砂場ネット設置率 (a/c)
平成 16 年度		254	—	1,191	21.3%
17 年度		299	45	1,187	25.2%
18 年度		353	54	1,210	29.2%
19 年度		395	42	1,218	32.4%
20 年度		452	57	1,197	37.8%
21 年度		482	30	1,216	39.6%
22 年度		572	90	1,231	46.5%
23 年度		590	18	1,239	47.6%
24 年度		610	20	1,245	49.0%
25 年度		631	21	1,247	50.6%
26 年度		661	30	1,239	53.3%
27 年度		680	19	1,239	54.9%
28 年度		685	5	1,238	55.3%
29 年度		703	18	1,236	56.9%

(注)名古屋市の資料による。

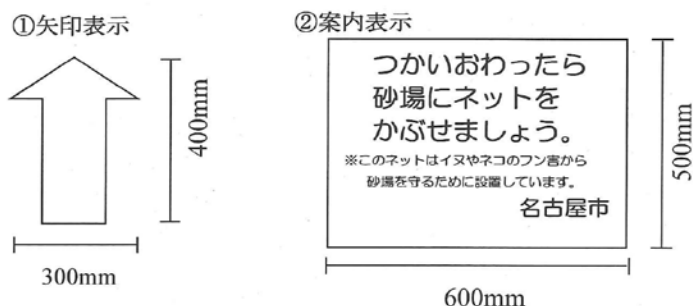
図表 2 砂場ネット設置の仕様書（抜粋）

平成 28 年 2 月 1 日

砂場ネット設置 特記仕様書・内訳表

砂場ネット設置 特記仕様書

- ・ ネットはメッシュシートとし、ラッセル2重編み、ポリエチレン製、織度 500 デニール程度、質量 350g/㎡程度、消防法による防災性能試験合格品で、たて・よこいずれか引張強さ 651N、引張伸び率 61%、引裂強さ 102N 以上の性能を有するもの(引張強さ、伸び率、引裂強さは JIS L 1096 に規定される測定法による)とする。
- ・ ネットの端部はターポリンテープ(塩化ビニル製、巾 80mm、厚 0.3mm 程度)でメッシュシートと ポリプロピレンロープ φ5mm を巻き込み、外周とその 20mm 内側を二重に縫製処理すること。
- ・ 杭又はアンカーを設置する辺には、真鍮ハトメ#28(外径 24mm、内径 13mm)にて約 900mm ピッチにてハトメ処理を施すこと。
- ・ ①矢印表示及び②案内表示はメッシュシートとし、白色、平織り、ポリエステル製の基布にポリ塩化ビニル樹脂を被膜したもの、質量 130g/㎡程度、消防法による防災性能試験合格品で、密度 26 本/2.54cm、たて・よこいずれも引張強さ 509N/3cm、伸び 30mm、引裂強さ 84N 以上の性能を有するもの(密度、引張強さ、伸び、引裂強さは JIS L 1096 に規定される測定法による)とする。
- ・ ②案内表示は、表示文書内容、文字レイアウト、配置レイアウトについて事前に本市監督員の承認を得て、油性インクにより印刷してネットに縫い付けること。フォントは丸ゴシック黒文字とする。寸法は以下参照。



(注) 名古屋市の資料による。

図表 3 砂場にネットが設置されている例（当局撮影）



事例名	抗菌剤散布に注力した砂場の衛生対策の実施	機関名	豊橋市
-----	----------------------	-----	-----

【制度の概要・取組ポイント】

安全規準では、「砂場は、構造上異物が混入しやすく、衛生面でも問題が発生しやすいため、日常点検及び清掃などを十分に行う必要がある。」とされている。

豊橋市は、従来、一部の公園の砂場を対象として大腸菌検査を実施し、検査結果に応じて砂の天地替えや補充といった対策を講じていたが、平成 28 年度は、抗菌剤を購入し、職員対応で市内 5 か所の公園の砂場に散布することとした。さらに、翌 29 年度は、市内 10 か所の公園の砂場に対して抗菌剤を散布するとともに、前年度に抗菌剤を散布した公園の砂場を対象として大腸菌検査を実施したところ、抗菌剤を散布した砂場からは、ほぼ大腸菌が検出されることはなく、抗菌剤散布の効果が認められた結果となった。

このため、豊橋市では、今後は、原則として大腸菌等の細菌検査は実施せず、抗菌剤の散布に注力した砂場の衛生対策を進めていく方針である。

【説明】

豊橋市では、以前から地元の要望が高い公園を中心に、一部の公園に設置された砂場を対象とした大腸菌検査を実施し、検査結果に応じて砂の天地替えや補充といった対策を講じてきており、平成 27 年度には 23 公園で検査を実施した。

しかし、豊橋市は、大腸菌検査を実施した場合、検査結果に応じてその対策が必要となり、追加経費を要することもあり、都市公園の整備及び維持管理に要する予算確保が年々厳しくなってきたことから、平成 28 年度は、前年度の大腸菌検査に要した予算額と同程度の金額で抗菌剤を購入し、職員対応で市内 5 か所の公園の砂場に散布した。

さらに、翌 29 年度は、同様に市内 10 か所の公園の砂場に対して抗菌剤を散布するとともに、前年度に抗菌剤を散布した 5 か所の公園の砂場のうち 3 か所について、抗菌剤散布の効果を検証するために大腸菌検査を実施したところ、抗菌剤を散布した 3 か所の砂場からは、ほぼ大腸菌が検出されることはなく、抗菌剤散布の効果が認められた結果となった。

このため、豊橋市では、今後は、大腸菌検査を実施せず、抗菌剤の散布に注力した砂場の衛生対策を進めていくこととしており、地元の要望に応じ、散布対象公園を拡大していく方針である。

事例名	砂場のある全ての都市公園について計画的に清掃を実施	機関名	大垣市
-----	---------------------------	-----	-----

【制度の概要・取組ポイント】

安全規準では、「砂場は、構造上異物が混入しやすく、衛生面でも問題が発生しやすいため、日常点検及び清掃などを十分に行う必要がある。」とされている。

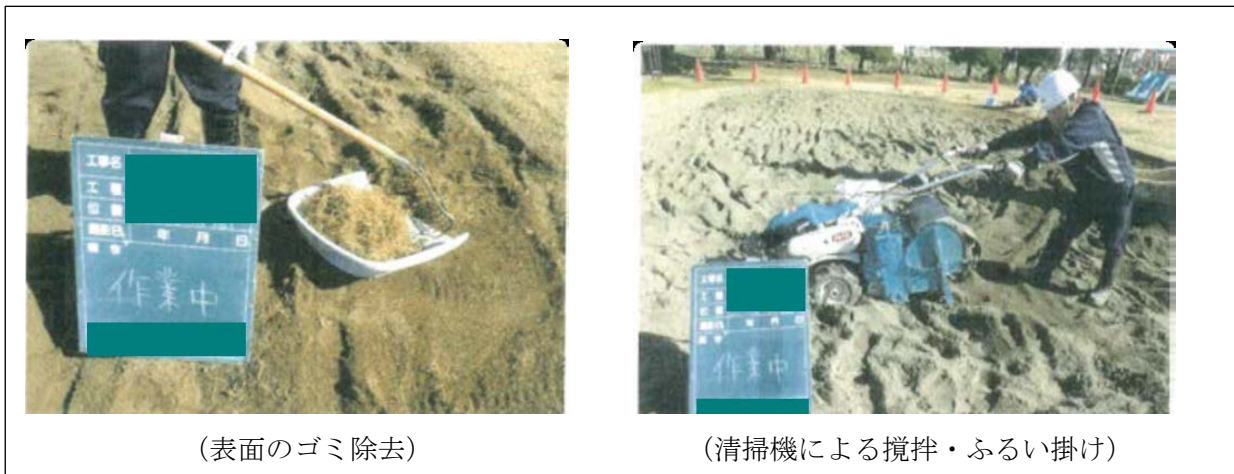
大垣市は、市内の全ての都市公園の砂場を対象に、平成 38 年度までの計画を立てて専門業者による清掃（掘り起こし、ごみの除去、消毒）を実施している。利用者の多い公園については、他の公園と比較して清掃頻度を高くするなど、公園の利用状況に応じた清掃計画を実施している。

【説明】

大垣市は、平成 22 年度から、専門業者に委託して都市公園の砂場の清掃を実施している。

清掃は、砂場の表面にある石・枯葉・ゴミ等を人力でできる限り除去した後、砂場専用の清掃機を用いて、砂の掘り起こし・ふるい掛けを 2 回（15 mmメッシュと 10 mmメッシュのふるい）と薬剤散布（薬剤はグレープフルーツ種子から抽出された人体に無害とされる砂場清掃用薬剤）を行っている（写真参照）。

写真 専門業者による砂場清掃の様子（大垣市資料）



（表面のゴミ除去）

（清掃機による攪拌・ふるい掛け）

大垣市では、砂場のある全ての都市公園（70 か所）を対象として平成 38 年度までの清掃計画を立てており、おおむね毎年度 5 か所前後清掃することとしている（図表参照）。

図表 業者清掃実施（計画）公園数

年 度	平 22	23	24	25	26	27	28	29	30
実施（計画）公園数	3	6	4	5	3	5	5	6	5
年 度	31	32	33	34	35	36	37	38	計
実施（計画）公園数	6	5	6	6	5	5	5	5	85

（注）大垣市の資料による。

また、実施頻度は、街区公園では計画期間中おおむね 1 回実施することとしているが、利用者の多い 5 公園（地区公園・近隣公園各 2 か所、運動公園 1 か所）では、おおむね 3 年に 1 回実施することとしており、公園の利用状況に応じた清掃計画を実施している。

事例名	県の事故再発防止策などを紹介する講座を実施し、市町村等による公園遊具等の安全管理を支援	機関名	愛知県
-----	---	-----	-----

【取組ポイント】

愛知県は、市町村等の技術職員を対象に毎年度開催する「維持管理基礎講座」の中で、公園施設の維持管理に関する講義を実施し、同県営公園で発生した遊具事故を受けた再発防止策を紹介するなどして、市町村等による公園遊具等の安全管理を支援している。

【説明】

① 愛知県建設部は、毎年度、同県（本庁・建設事務所）、管内市町村等の職員を対象に実施する「建設技術研修」の中で、公共施設の維持管理の実務に携わる実務経験の少ない技術職員の技術力向上を図るため、「維持管理基礎講座」を開催している。同講座では、施設（公園施設、下水道施設、道路構造物、河川・海岸施設、漁港・港湾施設等）ごとに、当該施設を所管する課の担当者が各1時間程度講義を行っている（図表1参照）。

平成30年10月4日に開催された同講座では、85人（県本庁5人、県出先機関25人、一部事務組合3人、市45人、町7人）が受講している。

図表1 平成30年度維持管理基礎講座日程表

平成30年度建設技術研修日程表									
2103 維持管理基礎講座									
会場		本庁舎：第7会議室				受講者数	85名		
月	日	曜日	時間	時間数	研修内容	講師			
			9:20～	9:30	0:10	受付	所属	職	氏名
			9:30～	10:00	0:30	インフラ施設長寿命化概論	建設企画課	主査	
			10:10～	11:00	0:50	公園施設の維持管理	公園緑地課	主査	
			11:10～	12:00	0:50	下水道施設の維持管理	下水道課	主任主査	
			13:00～	13:50	0:50	道路構造物の長寿命化対策	道路維持課	主任主査	
			14:00～	15:00	1:00	河川・海岸施設の維持管理	河川課	主査	
			15:10～	16:10	1:00	漁港・港湾施設の維持管理	港湾課	主査	
			16:10～	16:20	0:10	アンケート作成			

(注) 愛知県の資料による。

② 当該講座中、公園施設の維持管理については、公園緑地課の担当者が、愛知県における維持管理体制や、現場での課題と対策を中心に説明しており、その中で、愛知県営公園で平成25年に発生した遊具事故（図表2参照）を取り上げている。

図表2 維持管理基礎講座で取り上げられた遊具事故の内容

5-⑧ 愛知県の取り組み～遊具事故を受けて～



状況

平成25年3月27日、午後4時30分頃、**木曾川祖父江緑地**(稲沢市)の木製複合遊具において、**8歳男児**が遊んでいたところ、丸太から足を踏み外して転倒し、丸太表面から最大で**約15mm突起**していた**ボルト**に頭部を打ち、**頭蓋骨を陥没骨折**する怪我を負った。



原因

当該遊具は、昭和62年に設置されたもので、**設置後25年**も経過しており、**老朽化**による部材の欠損により、**ボルトがむき出し**の状態となっていたが、**日常点検**及び**定期点検**ではこの状態の**危険性を認識**できていなかった。

59

(注) 愛知県の資料による。

③ 当該事故について、その原因（日常点検及び定期点検におけるハザードの見落とし）とともに、事故を受けて実施した次の再発防止策を紹介している。

i) 工作物点検の多角的検証会

各県営公園では、公園管理事務所職員（指定管理者）が月1回「集中点検」（複数の者による詳細な日常点検）を実施しているが、平成25年の遊具事故の要因が日常点検等におけるハザードの見落としであったことから、集中点検の実施についての検証会を実施することとした。

当該検証会は年1回、1か所の県営公園（輪番）において、県（公園緑地課、建設事務所）及び各公園管理事務所職員が参加し、当該公園の管理事務所職員が集中点検を実演し、良い点、改善すべき点等について意見交換等を実施している。

平成27年度までは遊具について実施していたが、指定管理者の技能や県建設事務所の意識向上が図られたとして、28年度以降は工作物（ベンチ、四阿（あずまや）など）の検証会に発展した（図表3参照）。

ii) 定期点検の履行確認

各県営公園では、毎年度夏頃までに1回、専門業者に委託して定期点検を実施し、管轄の県建設事務所に結果を報告している。平成25年の遊具事故の発生を受け、定期点検の結果、ハザード2以上又は劣化度C以上と判定された遊具について、10月中に1回、公園ごとに県建設事務所、公園管理事務所職員、点検業者が集まり、点検結果に基づく措置の履行状況の確認を行っている（図表4参照）。

図表3 事故の再発防止策（工作物点検の多角的検証会）

5-⑧ 愛知県の取り組み

工作物点検の多角的検証会

- 実施主体
公園緑地課、関係建設事務所、指定管理者の点検従事者
- 実施頻度
年1回
- 内容
 - ・開催公園を管理する**指定管理者**が、月1回の**集中点検を実演**
 - ・参加者は、良い点、改善すべき点、質問等を出し合う
 - ・**改善すべき点**は、**現地**で事前と改善点を説明し、**意見交換を行う**
- 参考
 - ・H27年度までは、遊具のみ実施
 - ・指定管理者の技能や建設事務所の意識等向上が図れたとの判断
 - ・H28年度からは工作物も含めた多角的検証会へ発展した

61

(注) 愛知県の資料による。

図表4 事故の再発防止策（定期点検の履行確認）

5-⑧ 愛知県の取り組み

定期点検の履行確認

- 実施主体
関係建設事務所、指定管理者
- 実施頻度
年1回(指定管理者からの定期点検の報告が出揃った後)
- 内容
ハザード2以上または劣化度C以上の遊具を確認

■定期点検におけるハザードの基準(平成25年8月15日改正)

ハザード区分	区分の説明	指定管理者および県の対応
0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態	(なし)
1	軽度の障害をもたらすハザードがある状態	・重点的に点検しながら継続使用し、簡易改修の検討を行ったうえで、所管する建設事務所に報告し、今後の対応について建設事務所と協議する。
2	重大であるが恒久的ではない障害をもたらすハザードがある状態	・所管する建設事務所へ報告し、指定管理者、点検業者、県の3者で確認のうえ、点検業者の意見を踏まえながら、今後の利用の可否について協議する。 ・指定管理者が実施する応急補修により、安全上支障がなくなると判断される遊具については、使用を継続して早期に応急補修を行い、それ以外は使用停止措置を行う。 ・なお、建設事務所は、必要な遊具改修を検討する。
3	生命に危険、あるいは重度の恒久的な障害をもたらすハザードがある状態	・直ちに当該遊具の利用停止措置を行い、所管する建設事務所に状況報告し、建設事務所の遊具改修等を検討する。 ・なお、「基礎の露出」は、指定管理者が埋め戻しなどの応急対策をすることにより、遊具のハザードが解消される場合に限り継続使用可能とする。

■劣化基準

劣化度	区分の説明	遊具への対応
a	健全な状態	(なし)
b	軽微な劣化のある状態	経過観察が必要
c	修繕が必要な劣化がある場合	一部または全部停止
d	緊急修繕が必要な劣化がある状態	全部停止

62

(注) 愛知県の資料による。

（参考）当局が実施した遊具の安全点検結果

【ポイント】

当局は、調査対象とした 13 公園管理者が管理する 31 公園内の遊具 173 基を対象に安全点検（規準診断及び劣化診断）を、公園施設点検管理士等の国土交通省登録資格を有する遊具点検業者に依頼して実施した。

規準診断では、点検した遊具 173 基のうち、最も危険性が高いハザード 3 と判定された遊具が 54 基（31.2%）あった、

当該 54 基のうち 51 基（94.4%）は、規準診断の点検項目等を示した安全規準が策定された平成 14 年度以前に設置された既存遊具で、残る 3 基は平成 15 年度設置が 2 基（3.7%）、平成 23 年度設置が 1 基（1.9%）であった。

また、ハザード 3 と判定された遊具の種類や部位（判定根拠）では、①滑り台における出発部と滑走部との継ぎ目の段差又は隙間、②落下の可能性のある基礎部分の露出といった特定の遊具や部位において規準に適合していない箇所が多くみられた。

劣化診断では、点検した遊具 173 基のうち、直ちに使用禁止・緊急修繕が必要な劣化がある「d」判定の遊具はなく、修繕の必要な劣化がある「c」判定の遊具が 27 基（15.6%）あった。

c 判定とされた遊具の種類は、砂場と滑り台がともに 7 基（c 判定とされた全遊具 27 基の 25.9%）と最も多く、次いでシーソーが 6 基（同 22.2%）であった。

また、c 判定とされた判定根拠のほとんどは、穴あき、孔食、腐食といった経年劣化に伴う部材の破損であった。

【説明】

国土交通省は、平成 14 年 3 月、子供の遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえ、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した遊具指針を策定し、その後、20 年 8 月及び 26 年 6 月に改訂している。

また、一般社団法人日本公園施設業協会は、遊具指針を踏まえ、公園施設に関する技術、経験及び知見を生かして、平成 14 年 10 月に、協会内部の自主規準である安全規準を策定し、その後、20 年 8 月及び 26 年 6 月に改訂している。

国土交通省も、安全規準は遊具指針と一体となって都市公園における遊具の安全性の向上に寄与するものであることから、同規準を地方公共団体等に情報提供している。

今回、当局は、調査対象とした 13 公園管理者が管理する 31 公園内の遊具 173 基を対象に、安全規準に基づく定期点検レベルの安全点検（規準診断及び劣化診断）を、公園施設点検管理士等の国土交通省登録資格を有する遊具点検業者に依頼して実施した。

なお、点検対象の公園は、①国営公園、②県が公園管理者の場合は、広域公園、総合公園又は地区公園、③市が公園管理者の場合は街区公園の中から選定した。

ア 規準診断

規準診断とは、遊具の形状や安全領域（遊具の安全な利用行動に必要とされる空間。利用者が遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲。）等について安全規準に基づき点検し、物的ハザード（事故につながる危険性あるいは子供が判断不可能な危険性）について判定するものであり、安全規準に基づき図表 1 の 4 段階で判定が行われる。

ただし、安全規準では、特に、同規準が策定された平成 14 年 10 月以前に設置された既存遊具の取扱

いについて、「既存の不適合遊具については、不適合であることがすぐに重大事故につながると考えるのではなく、その可能性の大きさを判断することが必要である。暫定的な対処によって十分安全に使える方法を包括した管理計画を策定し、優先順位に応じて最新の規準に適合した状態にすることを推奨する。」と記述しており、既存遊具については、規準不適合部位について、想定される事故の可能性、程度及び緊急性について検討し、修繕・更新・撤去などの優先順位に基づく計画的な維持管理を行うことが求められている。

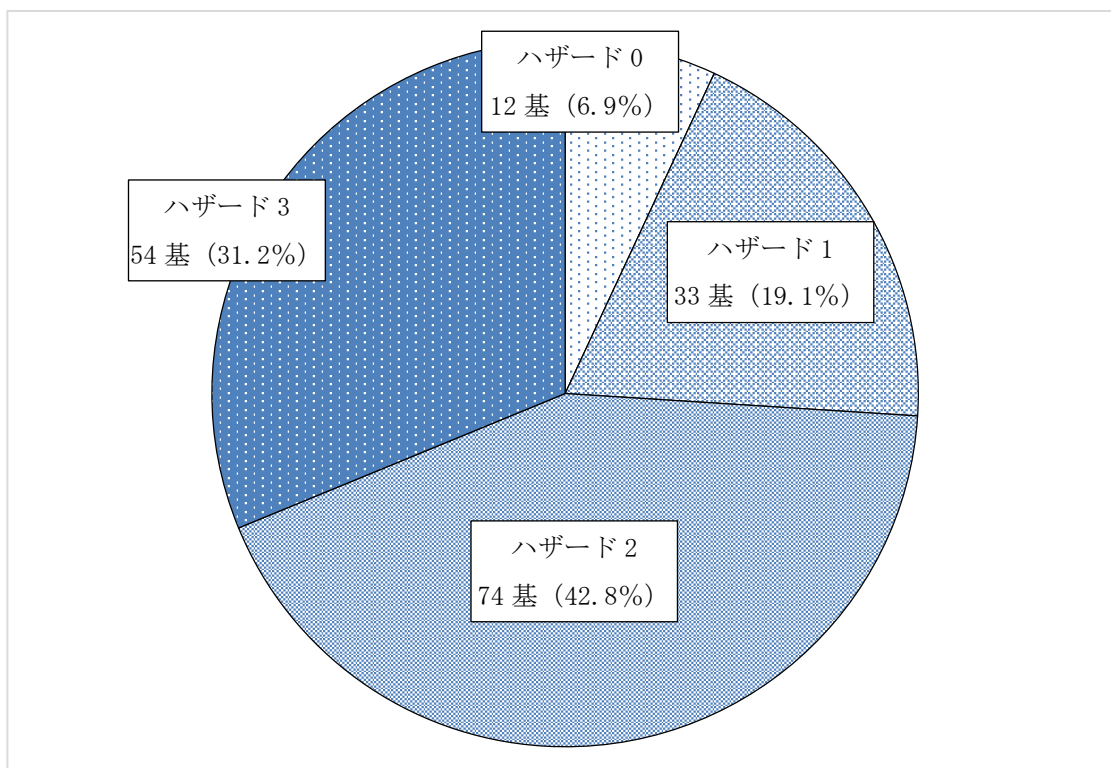
図表 1 規準診断の判定

判定区分	判定区分の内容
ハザード0	傷害をもたらす物的ハザードがない状態
ハザード1	軽度の傷害をもたらすハザードがある状態
ハザード2	重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態
ハザード3	生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態

(注) 本表は、安全規準から転記して作成した。

調査対象とした 13 公園管理者が管理する 31 公園内に設置された遊具 173 基を対象に、規準診断を実施した結果、図 1 のとおり、最も危険性が高いと判定されるハザード3の遊具が 54 基 (31.2%) あった。

図 1 公園遊具の規準診断



(注) 本図は、当局が遊具点検業者に依頼して実施した規準診断結果による。

ハザード3と判定された遊具 54 基の設置時期をみると、図表 2 のとおり、51 基は安全規準が策定された平成 14 年度以前に設置された既存遊具であった。

なお、ハザード3と判定された 54 基のうち残る 3 基は平成 15 年度設置が 2 基 (3.7%)、平成 23 年度

設置が1基（1.9%）であった。

図表2 ハザード3と判定された遊具の設置年度

（単位：基）

	平成14年度以前 に設置 (a) (a/d)	平成15年度以降 に設置 (b) (b/d)	設置年度不明(C) (c/d)	合計 (d)
点検対象遊具数	118 (68.2%)	52 (30.1%)	3 (1.7%)	173 (100%)
上記のうちハザード3と判定 された遊具数	51 (94.4%)	3 (5.6%)	0 (0%)	54 (100%)

（注）1 本表は、当局が遊具点検業者に依頼して実施した規準診断結果に基づき作成した。

2 () 内の数字は、構成比を示す。

また、ハザード3と判定された遊具の種類は、滑り台が16基（ハザード3と判定された全遊具54基の29.6%）と最も多く、次いでぶらんこ12基（同22.2%）、鉄棒8基（同14.8%）の順となった。

さらに、ハザード3と判定された遊具の部位（判定根拠）をみると、「落下の可能性のある基礎部分の露出あり」が42基と最も多く、ハザード3と判定された全遊具54基のうち77.8%を占めた。遊具の種類別では、27基のうち16基（59.3%）がハザード3と判定された滑り台では、「出発部と滑走部との継ぎ目に有害な段差又は隙間あり」との判定部位（判定根拠）が13基（81.3%）と最も多かった（図表3判定根拠の例参照）。

図表3 ハザード3と判定された遊具の部位（判定根拠）の例

ぶらんこ：落下の可能性のある基礎部分の露出	滑り台：出発部と滑走部との継ぎ目に有害な段差や隙間あり
	

（注）本表は、当局が遊具点検業者に依頼して実施した規準診断結果に基づき作成した。

ハザード0からハザード3までの遊具の割合は図表4のとおりであり、ハザード2は、主に遊具の安全領域やブランコのスイングクリアランス（着座部底面の最下点から着地面までの間隔）の確保不足などとなっており、74基のうち、57基（77.0%）が平成14年度以前に設置されたものとなっている。

これら74基の12公園管理者（中部地方整備局除く）のうち、10公園管理者では、公園施設長寿命化計画等に計上して、更新等について具体的な予定年度を設定している。

また、ハザード3と判定された遊具54基の10公園管理者のうち、8公園管理者では、当該遊具について修繕等の必要性について認識しており、公園施設長寿命化計画等に計上して、修繕・更新・撤去について具体的な予定年度を設定している。残りの2公園管理者も今回の当局の指摘を受けた遊具について修繕等を予定・検討している。

図表4 ハザード区分別割合

図表3 判定区分	基数	
	全体 (構成比) (a)	うち、H14年度以前(b) (b/a)
ハザード0	12基 (6.9%)	1基 (8.3%)
ハザード1	33基 (19.1%)	12基 (36.4%)
ハザード2	74基 (42.8%)	57基 (77.0%)
ハザード3	54基 (31.2%)	51基 (94.4%)
合計	173基 (100.0%)	121基 (69.9%)

(注) 1 当局が委託して実施した規準診断結果に基づき作成した。
2 「うち、H14年度以前」には設置年度が不明の3基（ハザード2が2基、ハザード1が1基）含む。

上記のとおり、ハザード3及び2とされた遊具の大半は、安全規準が策定された平成14年度以前に設置された既存遊具であり、抜本的な改善を図るためには、遊具自体の更新が必要となる。

イ 劣化診断

劣化診断とは、遊具を構成する部材等の摩耗状況や変形、経年変化等について判定するものであり、当局では、安全規準等に基づき図表5の4段階で判定を行うこととした。

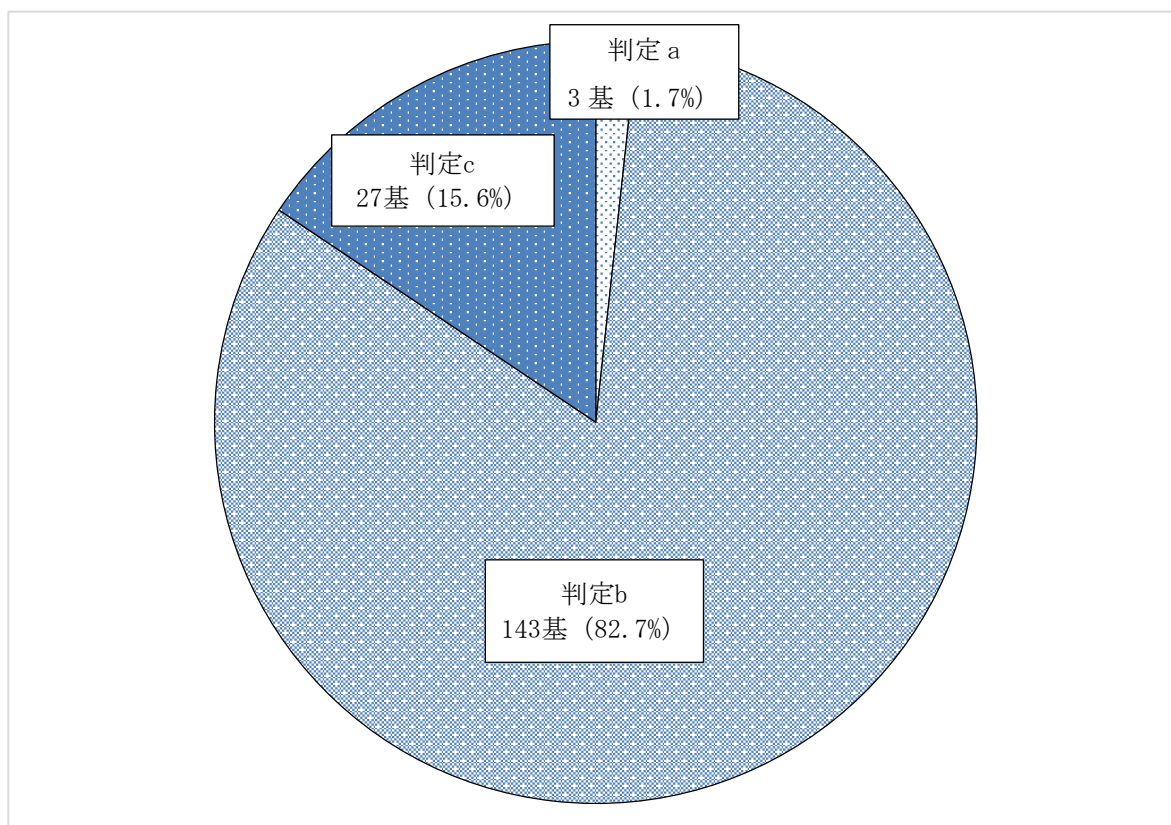
図表5 劣化診断の判定

判定区分	判定区分の内容
a	健全な状態
b	軽微な劣化がある状態
c	修繕の必要な劣化がある状態
d	緊急修繕が必要な劣化がある状態 (判定後、直ぐに使用禁止措置を行う。)

(注) 本表は、安全規準等から作成した。

調査対象とした13公園管理者が管理する31公園内に設置された遊具173基について、劣化診断を実施した結果、図2のとおり、「d」判定とされた遊具はなく、「c」判定とされた遊具が27基(15.6%)あった。

図2 公園遊具の規準診断



(注) 本図は、当局が遊具点検業者に依頼して実施した劣化診断結果による。

また、c判定とされた遊具の種類は、砂場と滑り台がともに7基(c判定とされた全遊具27基の25.9%)と最も多く、次いでシーソーが6基(同22.2%)であった。

さらに、c判定とされた遊具の判定部位(判定根拠)は、ほとんどが穴あき、孔食、腐食といった経年劣化に伴う部材の破損であった(図表6 判定根拠の例 参照)。

劣化Cと判定された27基の11公園管理者とともに、公園施設長寿命化計画等において修繕等を予定している。

図表6 c判定とされた遊具の部位（判定根拠）の例

砂場：コンクリート枠の破損	ぶらんこ：吊り部材摩耗
	

(注) 本表は、当局が遊具点検業者に依頼して実施した劣化診断結果に基づき作成した。